

平成23年 第2回

仁 木 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

開 会 平成23年4月27日

閉 会 平成23年4月27日

仁 木 町 議 会

平成23年第2回仁木町議会臨時会議事日程

◆日 時 平成23年4月27日（水曜日）午前10時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 承認第1号 専決処分事項の承認について
平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号） |
| 日程第7 | 承認第2号 専決処分事項の承認について
平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第8 | 承認第3号 専決処分事項の承認について
平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第2号） |
| 日程第9 | 承認第4号 専決処分事項の承認について
平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第10 | 承認第5号 専決処分事項の承認について
平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第11 | 議案第1号 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第2号 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第3号 平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第4号 平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第5号 仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について |

開 会 午前10時30分

○議長（山下敏二）おはようございます。定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達しておりますので、只今から平成23年第2回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、議長より指名します。

3番・横関君、4番・上村君にお願いします。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。葛間委員長。

○議会運営委員長（葛間 徹）皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議会運営委員会決定事項につきまして、私から報告をいたします。

議会運営委員会開催日につきましては、本日、平成23年4月27日 午前9時30分より。開催場所につきましては、仁木町議会委員会室。調査事項につきましては、平成23年第2回仁木町議会臨時会の会期日程等議会運営に関する事項でございます。

4番目でございます。議会運営委員会決定事項について。(1)付議事件について。本臨時会は承認5件、専決処分。平成22年度一般・国保・簡水・老保・後期でございます。議案5件、補正予算4件。平成23年度一般・国保・簡水・後期高齢者関係でございます。条例改正1件。行政財産使用料条例でございます。以上10件が付議されております。

(2)議事進行について。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第10まで、専決処分でございます。承認第1号『平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』、承認第2号『平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』、承認第3号『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第2号）』、承認第4号『平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）』、承認第5号『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』、いずれも即決審議をお願いをいたしたいと思っております。

次に、日程第11から第14、補正予算でございます。議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』、これもいずれも即決審議をお願いをいたしたいと思っております。

次に、日程第15、条例改正でございます。議案第5号『仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定』でございます。これも即決審議をお願いをいたしたいと思っております。

会期については、本日4月27日、1日限りでございます。その他の事項につきまして、当面する行事予定につ

いては、別紙のとおりでございますので、後程ご高覧をお願いしたいと思います。以上で、報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を取り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3、『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、4月27日の1日限りにしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日4月27日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4、『諸般の報告』を行います。

3月11日に発生いたしました東日本大震災では、地震と津波により、数多くの方が犠牲となり、1か月以上が経過した今もなお、多数の行方不明者の安否がわからないままになっております。犠牲になられました皆さまに慎んで哀悼の誠を捧げます。また、震災により端を発した東京電力福島第一原子力発電所の事故では、半径20km圏内を警戒区域に指定し、30km圏内の住民に屋内待避指示が出るなどの措置がとられ、今なお放射性物質の拡散は予断を許さない緊迫した状況が続いております。安全だと思われていた原子力発電所の事故の惨状を目の当たりにして、泊原発からわずか30km圏内に位置する本町にとっては、原子力防災に対する意識を今一度考え直す必要があります。

さて、本臨時会に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。監査委員から例月出納検査報告書、平成23年度第1回が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。

次に、平成23年第1回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布をしております。

4月に入り、町内の各小中学校では入学式が行われ、元気いっぱいの新1年生にお祝いの言葉を申し述べてまいりました。私の代理として、仁木小学校・銀山中学校の入学式に出席いただきました吉川副議長に、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、渡 前教育委員長の辞任に伴い、3月22日開催の教育委員会において、新しい教育委員長に高木 僚一氏が選任され、本日ご出席いただいております。高木教育委員長におかれましては、長年培われました経験と高い判断力を持って、本町の教育行政を牽引いただきますようお願い申し上げます。また、4月の人事異動により、鈴木企画課長が新しく説明員として出席をしております。鈴木企画課長には、少しでも早く所掌事務・業務を通暁されることを期待申し上げ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5、『行政報告』を行います。

三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、おはようございます。

平成23年第2回仁木町議会臨時会の開催にあたり、行政報告の前に一言ご挨拶申し上げます。

山下議長、吉川副議長、議員の皆さま方におかれましては、小中学校の入学式や農業関係団体の総会、老人クラブをはじめ、各種団体の総会・会合等で大変ご繁忙のところ、本年第2回目となります臨時会を開催いただき、誠にありがとうございます。また、中西代表監査委員、高木教育委員長のご出席も賜り、厚く御礼を申し上げます。早いもので新年度がスタートしてからあと数日で1か月が過ぎようとしております。第1回定例議会で議決いただきました予算の執行につきましては、職員一丸となって精力的にその事務を進めておりますことを、本席をお借りいたしましてご報告申し上げます。

本臨時会には、只今葛間議会運営委員長からご報告がありましたとおり、専決処分の承認案件5件。平成23年度一般・国保・簡水・後期高齢者医療特別会計予算の補正案件4件。条例の一部改正議案1件。計10件を提出させていただきました。格別のご審議を賜り、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。平成23年第2回仁木町議会臨時会の開会にあたってのご挨拶といたします。

それでは、行政報告を行います。はじめに、東日本大震災関連について、申し上げます。3月11日に発生した東日本大震災で多くの方々が犠牲となりました。被災された皆さまに対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、心よりお見舞いを申し上げます。今回の東日本大震災の被災地に対する支援を行うため、仁木町におきましては、日本赤十字社及び社会福祉協議会を通じての義援金や町民・企業の皆さまからの支援物資を受け付けし、多くの善意をいただきました。支援物資につきましては、3月25日から31日までの間、町民・企業の皆さまに呼びかけ、個人は62名の方から、団体は7団体から提供を受けました。北海道が指定した食料、トイレトペーパーや箱ティッシュなどの生活用品、赤ちゃん及び高齢者の紙おむつなどの物資につきましては、4月1日後志総合振興局へ、ペットボトル飲料、ビニルラップなど指定以外の物資につきましては、4月8日及び19日の両日、小樽市及び札幌市の被災者支援団体へ搬入し、被災された皆さまに届けられました。町民の皆さまの善意に感謝申し上げます。義援金募金につきましては、4月25日現在、日赤仁木町区分区まとめで個人43件、団体18件及び役場庁舎内の募金箱を合わせ、206万8454円となっております。また、社会福祉協議会では、同日現在、9万3665円となっております。今後においても引き続き、関係窓口で9月30日まで取り組んでまいります。被災者の受け入れ施設として、農村公園フルーツパークにき宿泊棟5棟及び町営住宅コスモス30A棟1戸1LDKを北海道の対策本部に登録いたしましたが、4月25日現在、申し込みがありませんので、フルーツパークの宿泊棟5棟の登録を取りやめ、今季の一般利用者の申し込みを受け付けることといたしました。なお、町営住宅1戸につきましては、5月6日まで引き続き受け入れ施設をして登録を継続いたしますが、申込者がいない場合は一般入居者の募集を行うことといたします。被災地に対する義援金につきましては、北海道町村会から道内144町村名を連記し、岩手県、宮城県及び福島県の各町村会に対し、各5000万円の合計1億5000万円を贈呈いたしました。また、北海道内及び後志管内各町村におきましても、義援金を支出しており、仁木町は200万円の義援金といたしたく、今臨時会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。東日本大震災で国内過去最大の地震と津波によって引き起こされた福島第一原発の事故に関連して、私は町民の皆さまの身体、生命、財産を

守り、安全、安心な生活を送っていただくことが最も重要であると考え、本町が泊原発の半径20km圏に町内人口の1/3にあたる大江・銀山地区が入り、30km圏には全町が含まれることから、10km圏内の泊、岩内、共和、神恵内の地元4町村を除く30km圏内の後志管内8町村に呼びかけ、3月29日に関係町村長会議を緊急招集していただきました。今回の福島第一原発のケースでは、国は避難指示の範囲を半径20kmとし、その後災害対策基本法に基づく警戒区域に設定し、立ち入りが禁止されました。また、20kmから30km圏内の住民には屋内退避が指示され、その後自主避難が要請されました。さらに、一部の地域が計画的避難区域に指定され、約1か月かけて避難することになり、それ以外の地域の大半が、緊急時に屋内退避や避難ができるよう準備しておくことが求められる緊急時避難準備区域に指定されました。泊原発の30km圏内には、地元4町村以外に仁木、余市、古平、積丹、赤井川、倶知安、ニセコ、蘭越、寿都の9町村の区域が入りますが、原子力災害対策特別措置法などに基づく原発事故を想定した北海道の防災計画は、10km圏内の地元4町村だけが対象で、仁木を含む9町村は対象外となっております。私は、避難圏域の見直しが不可欠であると考え、地域防災計画の見直しの必要性を関係町村はもとより、後志管内全体に働きかけましたところ、昨日、4月26日開催の後志町村会臨時総会におきまして、後志管内19か町村の総意として広域的に取り組むことで決定し、北海道や国に対して原発事故を含む防災計画の見直しを求めていくこととなりました。

次に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の実施結果について、申し上げます。本事業は、平成22年3月12日付けで交付決定された国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、計10事業を実施したものであります。すべての事業を平成22年度に繰越し、平成23年3月30日に事業完了いたしました。全10事業に係る総事業費は9468万8103円となり、内訳では地域活性化・きめ細かな臨時交付金が9414万2000円でありますので、一般財源からの支出は54万6103円となります。なお、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費の詳細につきましては、別紙のとおりでありますので、後程ご高覧願います。

次に、異常気象対応資金貸付の利子補給に係る債務負担行為について、申し上げます。平成22年7月29日発生140mmに及ぶ集中豪雨をはじめとする、平成22年の記録的な高温多湿による異常気象により、農産物の品質低下による減収等、農業の被害は甚大なものであります。このため、新おたる農業協同組合と協議を重ねた結果、被害を受けた農業者に対し、農業経営の安定に資することを目的とした「平成22年異常気象対応支援資金利子補給要綱」を制定し、被害農家29戸から貸付希望のありました総額1億1710万円の貸付額に対する663万9404円の利子助成を実施することといたしました。平成23年度分の利子助成額161万5288円につきましては、3月定例会で議決をいただいているところでありますが、利子助成期間を平成23年度から平成27年度までの5年間と定めていることから、平成24年度から平成27年度までの利子助成限度額502万4116円につきまして、今臨時会で債務負担行為の追加補正をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、融雪促進等特別対策事業について申し上げます。昨シーズンの積雪が例年にない記録的なものであることから、融雪の遅れによる農作物の被害を最小限にとどめるとともに、昨年の桜桃を主体とした灰星病の撲滅を図るため、融雪剤及び地面散布剤、消石灰等の購入に対する補助につきまして、新おたる農業協同組合を事業主体とし、町内全農家を対象に助成する融雪促進等特別対策事業を実施することとして、取りまとめを行ったところであります。この事業を実施した農家数は、仁木地区（大江地区を含む）が154戸、銀山地区が60戸の214戸であります。融雪剤及び地面散布剤の散布面積は、全体で約559㌥、散布量は融雪剤が20kg換算で約1万2000袋、地面散布剤が20kg換算で約3500袋、合計で約1万5500袋を散布しております。この事業に要した経費は全体で851万6939円ありますが、補助率は融雪剤及び地面散布剤の購入費に対して1/2、10㌥あたり3袋、60kgを限度とし、

1袋あたりの基準単価を上限500円としておりますので、町の助成額は373万970円となったところであります。今臨時会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成22年度除排雪業務について申し上げます。本町の昨シーズンの降雪量及び積雪量につきましては、3月末現在、累積降雪量は748cmで、過去6年間の平均を104cm上回りました。最大積雪量は156cmで、過去6年間の平均を31cm上回る結果でありました。除雪委託料につきましては、実績値が設計値の120%を超えた場合、120%を超えた部分に対して増額の設計変更を行うこととし、70%以上90%未満の場合は、90%を下回った部分に対して減額の設計変更を行うこととしております。なお、90%以上120%以下の場合は、設計変更を行わないこととしており、委託料の70%を最低保証としております。除雪車両の作業時間につきましては、22台の設計時間3225時間（貸与車7台、業者の所有車15台 計22台）に対し、実働時間が4063時間であり、838時間上回る結果となりました。この実働時間を基に各車両の設計額を算出した結果、新委託代金が5077万3800円となり、当初の委託代金4620万円から457万3800円の増額となったところであります。今回の専決補正額424万4000円につきましては、設計変更額457万3800円から執行残額33万円を差し引いた額となっております。また、排雪につきましては、通学路や堆雪により道路幅員が狭小となり、車両や歩行者の通行上危険を生じる路線について実施しており、計28路線を実施いたしました。排雪経費につきましては、賃金と重機借上料にて支出しており、内訳といたしましては、除雪作業賃金40万9772円、重機借上料991万6795円となっております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）三浦町長の行政報告が終わりました。

次に、原田教育長から、教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。原田教育長。

○教育長（原田 修）改めて、おはようございます。

平成23年第2回仁木町議会臨時会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

平成23年度全国学力・学習状況調査について、申し上げます。全国学力・学習調査は、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に文部科学省が調査対象として抽出した学校の抽出調査と希望により抽出調査と同一の問題の提供を受け調査を利用する希望利用の併用により、4月19日に実施が予定されておりました。仁木町においても、抽出調査1校と希望利用3校の町内全校で実施に向け準備を進めてまいりましたが、文部科学省は3月11日発生の東日本大震災の影響等を考慮し、同日の実施を取りやめ、7月末日までは調査しない、併せて9月以降に実施するかどうかを含めて、今後の取り組みについてもあらかじめ十分な時間的余裕をもって決定する旨の通知が3月29日、後志教育局経由で連絡がありました。今後の調査につきましては、国の動向を踏まえ対応してまいります。以上で、行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）原田教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

○議長（山下敏二）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第1号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第

1 項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成23年4月27日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）でございます。

専決処分書。平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成23年3月31日、仁木町長 三浦敏幸。

平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）でございます。平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1390万6000円を追加いたしまして、予算の総額を31億9990万4000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額を第1表で表しているというものでございます。第2条 地方債の補正でございますが、地方債の変更は第2表 地方債補正によるものでございます。平成23年3月31日専決、仁木町長 三浦敏幸。

なお、専決内容の詳細につきましては、この後、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議のうえご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）承認第1号『平成22年度一般会計補正予算（専決第3号）』について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款. 町税から3 ページに移りまして、21 款. 町債にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1390万6000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を31億9990万4000円とするものでございます。

次に4 ページ、歳出でございます。1 款. 議会費から次のページに移りまして、5 ページ、13 款. 諸支出金にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1390万6000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を31億9990万4000円とするものでございます。

次に6 ページ、第2表 地方債補正、1 変更につきましては、上段でございます、一般廃棄物最終処分場整備事業につきましては、これは国庫支出金の循環型社会形成推進交付金の年度間調整が行われまして、今回325万4000円の追加交付がされたことに伴いまして、起債限度額290万円を減額いたしまして1700万円に変更するものでございます。

次に、銀山中央団地建設事業につきましては、これは事業費確定による変更でございます。起債限度額200万円を減額いたしまして、1390万円に変更するものでございます。

次に、仁木町社会福祉協議会補助金につきましては、これは事業費の減によりまして、起債限度額90万円を減額いたしまして、890万円に変更するものでございます。

次に、デイサービスセンター運営補助事業につきましては、これは補助額の減によりまして、起債限度額230万円を減額いたしまして、1200万円に変更するものでございます。合計起債限度額2億6897万円を2億6187万円に変更するものでございます。

次のページに移ります、7 ページ、事項別明細書、歳入でございます。1 款. 町税から21 款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、8 ページでございます。歳出でございます。1 款. 議会費から14 款. 予備費まで、すべての科目を載せ

たものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございしますが、国・道支出金762万4000円の減、地方債710万円の減、その他財源169万円の増、一般財源3032万円の増でございします。

次に9ページ、歳入でございします。1款. 町税、1項. 町民税、1目. 個人につきましては額の確定、または収入見込みによりまして159万円を増額するものでございします。2目. 法人税につきましては、これは収入見込みにより85万7000円を増額するものでございします。2項. 固定資産税、1目. 固定資産税につきましても額の確定、または収入見込みによりまして9万7000円を増額するものでございします。3項. 1目. 軽自動車税につきましても額の確定、または収入見込みによりまして2万3000円を増額するものでございします。4項. 1目. 市町村たばこ税につきましては、これは額の確定により109万8000円を増額するものでございします。なお、町民税個人・法人、固定資産税、軽自動車税の現年課税分につきましては、5月31日の出納閉鎖までの見込みの補正でございします。

次のページに移ります、10ページでございします。2款. 地方譲与税、1項. 1目. 地方揮発油譲与税につきましては、これは額の確定により62万2000円を増額補正するものでございします。2項. 1項. 自動車重量譲与税につきましても、額の確定により232万4000円を減額補正するものでございします。

次のページに移ります、11ページでございします。3款. 1項. 1目. 利子割交付金につきましても、額の確定により1万6000円を減額補正するものでございします。

次のページ、12ページに移ります。4款. 1項. 1目. 配当割交付金につきましても、額の確定により6万円を減額補正するものでございします。

次に、13ページでございします。5款. 1項. 1目. 株式等譲渡所得割交付金につきましても、額の確定により20万3000円を減額補正するものでございします。

次に、14ページでございします。6款. 1項. 1目. 地方消費税交付金につきましても、額の確定により407万8000円を増額補正するものでございします。

次に、15ページでございします。7款. 1項. 1目. ゴルフ場利用税交付金につきましても、額の確定により145万6000円を増額するものでございします。

次、16ページ、8款. 1項. 1目. 自動車取得税交付金につきましても、額の確定によりまして、402万円を減額補正するものでございします。

次に、17ページでございします。10款. 1項. 1目. 地方交付税につきましても、額の確定により特別交付税2485万1000円を増額補正するものでございします。11款. 1項. 1目. 交通安全対策特別交付金につきましても、額の確定により9万4000円を減額補正するものでございします。

次に19ページ、12款. 分担金及び負担金、1項. 負担金、1目. 民生費負担金につきましては、これは養護老人ホーム施設入所者徴収金の額の確定により、7000円を増額するものでございします。2目. 衛生費負担金につきましても、額の確定により6万円の増額。3目. 農林水産業費負担金につきましては、これは収入見込みによりまして237万3000円を減額するものでございします。

次に、20ページでございします。13款. 使用料及び手数料、1項. 使用料、1目. 総務使用料につきましては、これは額の確定により1万円を減額するものでございします。2目. 民生使用料につきましても、額の確定により101万6000円を減額。3目. 衛生使用料につきましては、これは額の確定、または収入見込みによりまして4万1000円の増額でございします。

次のページに移ります。21ページでございします。4目. 土木使用料につきましては額の確定、または収入見込みによりまして、201万1000円を増額するものでございします。3目. 教育使用料につきましては、額の確定により

17万6000円の増額でございます。2項、手数料、1目、総務手数料につきましても、額の確定により4万4000円を増額するものでございます。

次のページに移ります。22ページでございます。2目、衛生手数料につきましては額の確定、または収入見込みによりまして5000円を減額補正するものでございます。3目、農業手数料につきましては、これは額の確定により1万8000円を増額するものでございます。

次に、23ページでございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、これは額の確定による身体障害者更正医療給付費国庫負担金25万9000円を減額するものでございます。2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金につきましては、これは額の確定により地域生活支援事業費等補助金128万4000円を減額するものでございます。3目、衛生費国庫補助金312万2000円の増額補正につきましては、これは補助率の変更によりまして感染症予防事業等補助金13万2000円の減額でございます。その下の循環型社会形成推進交付金は、これは一般廃棄物最終処分場整備事業の交付金でございまして、国庫支出金の年度間調整が行われまして、追加交付額325万4000円を増額するものでございます。

次に、4目、土木費国庫補助金146万2000円の減額補正につきましては、これは社会資本整備総合交付金、地域活力基盤創造交付金はこれは除雪業務、雪寒路線にかかる交付金でございまして、これは額の確定により160万円を減額するものでございます。それと、2節、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金、地域住宅交付金につきましては、これは額の確定により公的賃貸住宅家賃低廉化事業にかかる地域住宅交付金7万5000円を減額でございます。それと、事業費確定により銀山地区町営住宅建設にかかる地域住宅交付金104万2000円の減額でございまして、合わせまして111万7000円を減額するものでございます。その下でございます、住宅建築物安全ストック形成事業耐震補助金につきましては、額の確定によります仁木町耐震改修促進計画にかかる補助金125万5000円の増額でございます。

次に5目、教育費国庫負担金9万7000円の減額補正につきましては、これは小学校費補助金7万2000円の減額、中学校費補助金2万5000円の減額につきましても、それぞれ額の確定による減額でございます。

次のページに移ります。24ページでございます。6目、農林水産業費補助金、農地等保全推進整備費補助金につきましては、これは工事費の減による大江頭首工の護岸補修工事にかかる補助金2万円を減額するものでございます。3項、委託金、1目、総務費委託金、外国人登録事務委託金につきましては、額の確定による22万7000円を減額するものでございます。2目、民生費委託金26万5000円の減額補正につきましても国民年金事務委託金10万5000円、その下、子ども手当事務委託金16万円はそれぞれ額の確定による増額でございます。

次のページに移ります。25ページでございます。15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費負担金55万2000円の減額補正につきましては、1節から6節まで、それぞれ額の確定によるものでございます。2項、道補助金、2目、民生費補助金228万5000円の減額補正につきましては、これは1節から次のページに移りまして5節まで、それぞれ額の確定、または収入見込みによります減額でございます。3目、衛生費補助金230万1000円の減額補正につきましても、1節、2節、それぞれ額の確定による減額でございます。4目、労働費補助金47万7000円の減額補正につきましても、収入見込みによる減額でございます。5目、農林水産業費補助金49万8000円の減額補正につきましても、1節、2節、それぞれ額の確定による減額でございます。6目、商工費補助金4万9000円の減額補正につきましては、これは収入見込みによる減額でございます。3項、道委託金、次のページに移りまして、27ページでございます、1目、総務費委託金195万4000円の減額補正につきましては、1節から4節まで、それぞれ額の確定によるものでございます。

次に、28ページでございます。16款．財産収入、1項．財産運用収入、1目．財産貸付収入10万7000円の増額補正につきましては、これは収入見込みによる増額でございます。2目．利子及び配当金1万円の増額補正につきましては、これはようにてい森林組合の出資配当金ございましたので、1万円を増額するものでございます。2項．財産売払収入、1目．不動産売払収入42万3000円の増額補正につきましては、これは道道仁木赤井川線交付金事業によりまして、銀山の住民から住宅倉庫前が事業用地の買収により競売となりまして、営農に支障が生じることから町有地の譲渡の申請がありましたので、それに基づきまして、所在地：銀山3丁目761番地、地目：宅地でございます、面積が535.64㎡、単価800円でございます、42万8512円で譲渡したものでございまして、当初予算におきまして5000円を計上しておりましたので、42万3000円を増額するものでございます。その下、廃目の物品売払収入につきましては、これは物品の売り払いがなかったため、5000円を減額し廃目とするものでございます。

次のページに移ります。29ページでございます。17款．1項．寄附金、1目．一般寄附金につきましては、5件15万3000円の寄附がございましたので、歳出でふるさと振興基金に積立をするものでございます。平成22年度の一般寄附金の合計、14件ございまして75万3120円となっております。そのうち、ふるさと納税で3件12万円となっているものでございます。

次のページに移ります。30ページでございます。18款．繰入金、1項．基金繰入金、廃目の財政調整基金繰入金につきましては、基金繰り入れをしなかったため1000円を減額し、廃目とするものでございます。2目．特別会計繰入金、1目．老人保健特別会計繰入金につきましては、これは平成23年3月31日をもって老人保健特別会計を廃止いたしまして、それに伴います剰余金166万8611円が確定されましたので、歳入で166万8000円を繰入るものでございます。

次のページに移ります。31ページでございます。20款．諸収入、1項．延滞金加算金及び過料、1目．延滞金につきましては、額の確定により2万6000円を増額するものでございます。廃目の加算金とその下、過料につきましては、それぞれ収入がなかったため、それぞれ1000円を減額いたしまして廃目とするものでございます。その下、廃目の町預金利子につきましても預金利子がなかったため、1000円を減額いたしまして廃項とするものでございます。3項．1目．貸付金元利収入につきましては、これは収入見込みによりまして4万3000円を増額するものでございます。4項．受託事業収入、2目．後期高齢者医療広域連合受託事業収入10万8000円の減額補正につきましては、これは額の確定によるものでございます。3目．地域支援事業受託収入111万8000円につきましては、これは収入見込みによる減額でございます。

次のページに移ります。32ページ、5項．雑入、廃目の滞納処分費、その下の弁償金と違約金及び延納利息につきましては、それぞれ収入がなかったため、それぞれ1000円を減額いたしまして、廃目とするものでございます。4目．雑丹生につきましては、これは額の確定、または収入見込みによりまして43万円を増額するものでございます。

次に34ページでございます。5目．宝くじ交付金収入5万7000円の減額補正につきましては、これは額の確定によるものでございます。6目．介護保険収入15万3000円の増額補正につきましては、これも額の確定によるものでございます。

次に35ページでございます。21款．町債につきましては、これは6ページの第2表 地方債補正で説明した部分でございます。

以上で、歳入を終わりをまして、次に歳出の説明をいたします。

37ページでございます。1款. 1項. 1目. 議会費24万1000円の減額補正につきましては、11節. 需用費の修繕費につきましては、これは機械器具の修繕がなかったため、未執行による修繕費2万円を減額でございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、39ページに移ります。2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費583万1000円の減額補正につきましては、1節. 報酬の特別職報酬等審議会、それから情報公開審査会及び個人情報保護審査会は、それぞれ開催がなしのため、未執行による5万円の減額でございます。それから41ページの旅費の費用弁償につきましても、この開催がなかったために未執行による9000円を減額するものでございます。それと次のページ、40ページに移ります。一番下段の8節. 報償費の行政改革懇談会につきましても、開催なしのため未執行による5万2000円の減額でございます。それと42ページでございます。中段にあります修繕費、機械器具等の修繕も、これも未執行による1万3000円の減額でございます。

次のページに移りまして、43ページでございます。14節. 使用料及び賃借料の自動車等借上料、これはタクシーでございまして、これも未執行による1万円を減額、18節. 備品購入費、財政の事務用備品につきましても、これも未執行による5万円を減額でございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、44ページでございます。2目. 交通安全推進費18万2000円の減額補正につきましては、これは執行残を減額するものでございます。

次に、45ページでございます。3目. 文書広報費89万8000円の減額補正につきましては、11節. 需用費の機械器具等修繕がなかったため、これも未執行による修繕費3万円を減額。その他につきましては、執行残による減額でございます。

次に、46ページでございます。4目. 財産管理費498万円の減額補正につきましては、次のページに移りまして、47ページ、修繕費の施設維持修繕の庁舎管理でございしますが、当初予算におきまして庁舎の空調外調機一次二次温水ポンプ分解修繕と多目的ホール乾風機の分解修繕を計上しておりましたが、それぞれ確認した結果、まだ稼働に耐えられる状態にあることから、今回修繕を見送りまして140万5000円を減額するものでございます。

それから、次のページでございます。18節. 備品購入費、施設管理用備品につきましては、これも当初予算において庁舎用の自家発電用の起動バッテリー4台分を計上しておりましたが、これについてもまだ稼働に耐えられる状態にあることから、それと突発的な備品購入がなかったため、合計39万4000円を減額するものでございます。その他につきましては執行残、または支出見込みを減額するものでございます。

次に、48ページでございます。5目. 企画費292万2000円の減額補正につきましては、1節. 報酬、次のページに移りまして国民保護協議会、これは開催なしのため未執行による2万5000円の減額。その下でございます、旅費、費用弁償も、これも未執行による9000円を減額でございます。

次にページに移ります。50ページでございます。19節. 負担金補助及び交付金、難視聴対策補助金につきましては、これは難視聴対策として国の戸別受信難視聴対策補助事業及びNHK助成制度を活用いたしまして、戸別難視対象にかかる個人負担を助成するものでございますが、国及びNHKの交付決定が遅延となりまして7万2000円を減額するものでございます。なお、この交付決定につきましては、23年度となっております。その他につきましては、執行残による減額でございます。8目. 諸費85万4000円の減額補正につきましては、執行残によるバス運行費補助金を減額するものでございます。9目. ふるさとづくり事業費につきましては、基金積立金をふるさと振興基金に15万4000円を積立するものでございます。2項. 徴税費、次のページに移りまして、1目. 税務総務費5万7000円の減額補正につきましては、これは執行残を減額するものでございます。2目. 賦課徴収

費につきましては、財源充当の変更でございます。3項. 1目. 戸籍住民登録費11万4000円の減額補正につきましては、執行残でございます。

次に、52ページでございます。4項. 選挙費、1目. 選挙管理委員会費18万2000円の減額、その下の2目. 参議院議員選挙費92万5000円の減額、それと54ページに移りまして、3目. 知事道議選挙費44万9000円の減額補正につきましては、それぞれ執行残を減額するものでございます。

次に、55ページでございます。5項. 統計調査費、1目. 統計調査総務費7000円の減額、その下、3目. 工業統計調査費5000円の減額につきましても、それぞれ執行残を減額するものでございます。4目. 経済センサス費につきましては、財源充当の変更でございます。5目. 国勢調査費24万4000円の減額補正につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、57ページでございます。3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費29万4000円の減額補正につきましても、執行残を減額するものでございます。2目. 老人福祉費526万8000円の減額補正につきましては、次のページに移りまして、8節. 報償費、地域包括支援センター運営委員会の開催がなかったため、これは未執行による2万8000円の減額でございます。11節. 需用費の機械器具修繕等がこれもなかったため、未執行による修繕費1万円を減額でございます。

それから、次のページへ移りまして、59ページでございます。一番下段の介護予防プラン作成委託料、これは対象者がいなかったため、未執行による10万5000円を減額するものでございます。

それと、次のページに移りまして60ページ、下段から3行目の家族医療扶助につきましても、これは利用者がいなかったため、未執行による10万円を減額するものでございます。その他につきましては執行残、または支出見込みによる減額でございます。

次に、61ページでございます。3目. 老人福祉施設費7万6000円の減額補正につきましては、これは執行残を減額するものでございます。4目. 心身障害者特別対策費412万9000円の減額補正につきましては執行残、または支出見込みを減額するものでございます。

次に、62ページでございます。5目. 国民年金事務費1万8000円の減額、その下、6目. 後期高齢者医療42万5000円の減額補正につきましては、それぞれ執行残でございます。

次に、63ページでございます。2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費47万7000円の減額補正につきましては、13節. 委託料、子育て支援短期利用事業委託金でございますが、この事業につきましては児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童が利用対象者でございまして、これは櫻ヶ丘学園と契約しているものでございまして、平成22年度の実績といたしまして、2歳以上での児童3人の利用で延べ33日、18万1500円の実績がございましたので、予算に不足が生じたので2万円を増額するものでございます。その他につきましては、執行残でございます。

次に、64ページでございます。2目. 乳幼児等医療費39万8000円の減額、その下、3目. 母子福祉費10万円の減額につきましては、それぞれ執行残でございます。その下、4目. 保育所費302万9000円の減額補正につきましては、次のページでございます、延長保育促進事業補助金15万円とその下でございます、一時預かり事業補助金45万円の減額につきましては、それぞれ補助基準額に満たなかったための減額でございます。それと、障害児保育対策事業補助金につきましては、これは平成22年度実績がなかったために177万6000円の減額でございます。その下、廃項の災害救助費につきましては、これは未執行による5万円を減額するものでございまして、廃項とするものでございます。

次に、66ページでございます。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費55万7000円の減額補正につきましては、19節．負担金補助及び交付金は、これは北海道市町村栄養士連絡協議会脱退のため、未執行による3000円の減額でございます。28節．繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、これは額の確定によりまして人件費分6万2000円の減、出産一時金80万円の減、地方単独事業による波及分63万8000円の増、それから後志広域連合負担金で1万3000円の減、合計23万7000円を減額するものでございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。2目．老人保健推進費30万5000円の減額補正につきましては、11節．需用費、機械器具等の修繕がなかったため、未執行による4万4000円の減額、次のページに移りまして、13節．委託料、特定健診審査委託料につきましては、これは生活保護受給者の健康診査がなかったため1万6000円を減額、その他につきましては、執行残を減額するものでございます。次に、3目．予防費602万1000円の減額補正につきましては、13節．委託料、子宮頸がん予防ワクチンの供給停止及びヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種見合わせによります接種者の減による533万9000円の減額でございます。それと、19節．負担金補助及び交付金につきましては、執行残でございます。

次に、68ページでございます。4目．環境衛生費280万7000円の減額補正につきましては、これは執行残、または支出見込みを減額するものでございます。

次に、70ページでございます。5目．上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計の歳出の減によりまして、繰出金370万1000円を減額するものでございます。

次に、71ページでございます。5款．労働費、1項．1目．労働諸費、北後志通年雇用促進支援事業協議会負担金1万8000円の減額補正につきましては、この協議会の繰越額が多かったことから、平成22年度の負担金の支出はなくなったことによりまして、減額するものでございます。

次に、72ページでございます。6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費55万2000円の減額補正につきましては、8節．報償費、後継者育成対策推進報償は、これは実績がなかったため30万円を減額するものでございます。その他につきましては、執行残の減でございます。

次に、74ページでございます。2目．農業総務費2万8000円の減額補正につきましては、これは執行残でございます。3目．農業振興費43万5000円の減額補正につきましては、9節．旅費は、これは未執行による道外視察旅費等8万5000円の減額、その他につきましては執行残を減額するものでございます。4目．農用地開発事業費3万5000円の減額補正につきましては、これは入札による執行残でございます。

次のページに移ります。75ページ、6目．農道整備事業費1万6000円の減額補正につきましても、執行残でございます。7目．農用地再編開発事業費につきましては、財源充当の変更でございます。2項．林業費、1目．林業総務費39万3000円の減額補正につきましては、執行残を減額するものでございます。

次のページに移ります。76ページ、7款．1項．商工費、1目．商工総務費1万8000円の減額、その下、2目．商工振興費16万4000円の減額補正につきましては、それぞれ執行残を減額するものでございます。

次に、77ページでございます。8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費25万2000円の減額補正につきましては、12節．役務費は、未執行による廃棄物処理手数料7万2000円の減額でございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。2目．土木機械管理費につきましては、財源充当の変更でございます。

次に、78ページでございます。2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費1万3000円の減額補正につきましては、これは執行残を減額するものでございます。2目．道路維持費336万4000円の増額補正につきまして

は、13節. 委託料、除雪委託料につきましては、近年にない大雪により、仁木町町道等除雪委託業務の作業実績時間が契約上で定める割合を超えたことによる設計変更がございましたので、当初契約金額4620万円でしたが、新委託代金につきましては5077万3800円となりまして、457万3800円の増となりましたので、予算に不足が生じましたので、不足額424万4000円を増額するものでございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。3項. 河川費、次のページに移りまして、1目. 河川総務費41万1000円の減額補正につきましては、これは執行残を減額するものでございます。4項. 住宅費、1目. 住宅管理費33万7000円の減額、次のページに移りまして、2目. 住宅建設費141万6000円の減額補正につきましても、それぞれ執行残を減額するものでございます。

次に、81ページでございます。9款. 1項. 消防費、2目. 水防費8万9000円の減額補正につきましては、11節. 需用費の燃料費は未執行による2万4000円の減額、委託料は執行残を減額するものでございます。3目. 災害対策費189万3000円の減額補正につきましては、1節. 報酬、防災会議につきましては、これは開催なしのため、4万4000円を減額するものでございます。

それと、次のページに移りまして、旅費、費用弁償につきましても、これも未執行による1万1000円の減額、それと、11節. 需用費につきましても、未執行による9000円を減額でございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、84ページでございます。10款. 教育費、1項. 教育総務費、1目. 教育委員会費9000円の増額補正につきましては、3月25日、渡教育委員長が辞職し、3月26日、高木新委員長選任に伴います委員長報酬の増額でございます。2目. 事務局費11万5000円の減額補正につきましては、これは執行残でございます。2項. 小学校費、1目. 学校管理費305万2000円の減額補正につきましては、次のページに移りまして、上段の作業賃金は未執行による小学校校舎周辺排雪作業賃金7000円の減額でございます。

それと、次のページに移りまして、上段の重油につきましては、これは単価高騰により16万円を増額するものでございます。

それと、次のページに移りまして、87ページ、下段から3行目の重機借上料は、これは未執行による小学校校舎周辺排雪作業重機借上料13万4000円の減額でございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。

次のページに移りまして、88ページでございます。2目. 教育振興費につきましては、財源充当の変更でございます。3項. 中学校費、1目. 学校管理費71万円の減額補正につきましては、7節. 賃金は、これは未執行による仁木中学校校舎周辺排雪作業賃金1万2000円の減額でございます。11節. 需用費の燃料費、重油につきましては、単価高騰により32万6000円の増額をお願いするものでございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、90ページでございます。2目. 教育振興費15万4000円の減額補正につきましては、これは執行残でございます。4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費26万6000円の減額補正につきましては、11節. 需用費、機械器具等及び施設維持修繕がなかったため、未執行による修繕費19万7000円を減額するものでございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。

次のページに移りまして、91ページでございます。5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費1万6000円の減額、その下、3目. 学校給食費53万5000円の減額補正につきましても、それぞれ執行残を減額するものでございます。

次に、93ページでございます。11款．災害復旧費、1項．公共土木施設災害復旧費、1目．河川災害復旧費 5万7000円の減額補正につきましては、災害査定用重機借上料の執行残を減額するものでございます。

次に、94ページでございます。12款．1項．公債費、1目．元金につきましては、財源充当の変更でございます。2目．利子523万5000円の減額補正につきましては長期償還利子、これは執行残でございます。一時借入金利子につきましては、借入がなかったため、未執行による429万8000円を減額するものでございます。

次に、95ページでございます。13款．諸支出金、1項．基金費、1目．財政調整基金費につきましては、4400万円を基金積立するものでございます。2目．減債基金につきましては、2813万5000円を基金積立するものでございます。

97ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。佐坂君。

○7番（佐坂秀樹）3点ばかり質問いたします。39ページにここで総務費というのが出ていますが、ここで総務管理費ということで1566万7000円、これ、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。人事異動のためにこの減額になったのか、質問いたします。それが1点です。

それから、52ページに選挙費ということで、155万6000円の減額になっています。これは、参議院選挙が行われた結果でないかと思いますが、選挙が終了でき、しかもこれだけの残額が残ったというのは、町にとっても結構なことではないかというふうに思いますが、この選挙を行う体制の中でどのようなところに気をつけてやった結果、こういう減額になったか。それが2点目です。

それから3点目の民生費ですが、1426万4000円という減額になっていまして、その下に老人福祉費の減額、それから心身障害者特別対策費ということでも減額になっております。これ、どういうふうにこう考えたら良いのか、説明を願いたいと思います。

それから、4点目の教育費、84ページですが、483万9000円の減額になっていますが、この主な内容というか、理由というか、これを説明願いたい。以上4点、よろしくお願いします。

○議長（山下敏二）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）まず1点目の、39ページの総務費の1566万7000円の減額の要因でありますけれども、この一般管理費の中でいきますと、3節にあります職員手当で約240万の減額となっております。この職員手当の主な要因は、時間外手当の部分の減額が主な部分でございます。この職員手当の内訳につきましては、98ページに一般職の部分での給与費明細書がございますので、そちらを後程ご高覧いただきたいなというふうに思っております。その他に、先ほど財政課長の方からお話ありましたように、総務の関係で行きますと、47ページになりますけれども、財産管理の中で498万、約500万の執行残があったと。この部分については、当初見込んでいた修繕費が、修繕をする箇所については早急に直さなくても良いという判断に達しまして、その部分が未執行のまま執行残という形で残ったという部分でございます。今言った部分が主に総務費の中でおさえている部分の減額した要因というふうに総務課の方ではおさえております。

また、2点目に移りますが、52ページの選挙費の関係の155万6000円の減額の要因であります。参議院議員選挙は既に終了し、また、北海道知事選挙については、これは平成22年度分の決算に基づいた減額ということでございまして、どのようなことで減額になったかという部分でございますけれども、いわゆる選挙にかかる部分で一

一番大きいのはやはり職員手当でございます。いわゆる時間外の部分でございます。いかに効率的に、また、正確的に投票事務を進めるかという部分で、1時間でも、また、30分でも早く終わらせることによって、この時間外の部分が軽減されるという部分でございます。あと、その他、選挙にあたっては必要最小限、例えば、投票立会人の関係ですとか、開票立会人につきましては、最大限10名の立会人の予算も計上し、それが実質的に例えば3名で終わった、4名で終わったとなれば、その方の分の人件費の部分も減額になるという部分でございます、努力した部分でいいですと、職員手当の部分かなというふうに感じているところでございます。以上です。

○議長（山下敏二） 門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春） この民生費につきましては、私どもの住民課の方とそれからほけん課の方が関わってきているものでありますけれども、全体的なものとしたしましては、例えば、養護老人ホームでのかかっている方の、死亡なされて減額になった部分でありますとか、また、高齢者福祉施設いきいき88、こういう部分での指定管理の減額でありますとか、また、福祉サービスにおきましては、それぞれ障がい者の認定の部分での当初予定していた人数よりも少なくなりましたとか、あるいは日常生活用具給付金、ストマでありますとか、おしめでありますとか、こういうものも増加してきているわけですが、当初見たよりも少なくなっているというふうなものの積み重ねの部分で出てきているのが実態でございます。あと、その他に、知的高齢者・障がい者の介護予防事業、この部分につきましても委託でありますけれども、これに携わっている方が期間が短かったということの減額、こういうもののトータルの部分で、トータル減額になっております。以上です。

○議長（山下敏二） 戸嶋教育次長。

○教育次長（戸嶋新二） 私の方から、84ページの教育費に関するご質問をお答えいたします。補正額で483万9000円が減額になっておりまして、この中には一般の事務局費、更には学校管理を行う小学校費・中学校費、更には社会体育・社会教育総務費等が含まれております。中では、一番大きく減額されておりますので、小学校費でございます。小学校費の中でも需用費のうち、消耗品が減額されておまして、この減額に関します大きな要因といたしましては、3校小学校がございまして、それぞれの需用費、教育関係、それから一般の消耗品等を含めましたそれらの残余额が積み重なったものでございます。更に、小学校費の中ですけれども、印刷製本費につきましても、必要な部数、必要なもの、最小限に留めて印刷を各学校でしていただくということを含めて整理をしながら進めておったところですが、それについても減額されておりますし、施設の維持補修費、小学校に関する部分では教員住宅を含めて学校、それらすべて1本の予算として計上しておりますが、職員住宅、教職員住宅に関する修繕、この要望等も含めまして少なかった部分が減額をされております。校舎に関する部分については、その都度、その都度行っていくわけですが、22年度の間に教職員の住居の異動等、それがなかったものから、その部分に関する補修が出てきませんでした。更に、使用料に関しましては、重機借り上げ等々、機械使用に関する部分の未執行、いわゆる実施がなかった分の減額、それから自動車の借り上げ等の精査をしながら執行した段階での減額がされております。更には、大江小学校閉校記念式典の実行委員会に関する補助につきましても、最終精査によって減額をしたところでございます。中学校費につきましては、86万4000円という額でございますが、これにつきましても除雪賃金の中学校管理経費にあたる部分につきましても減額、更には重機の借り上げ、除雪に関する部分の重機の借り上げに関する減になっております。更には、社会教育総務費に関しては26万6000円となっておりますが、修繕にかかる部分の未執行、実際には壊れず補修がなかったという部分でございますし、保健体育費の中には55万1000円が減額になっております。これの主な要素としましては、光熱水費電気料の減額が主なものとなっております。実行部分の予算の中で電気料そのものを精査しながら使用した結果、

減額になったものでございます。以上でございます。

○議長（山下敏二）佐坂君、よろしいですか。

他にありませんか。水田君。

○1番（水田 正）1番、水田です。只今、総務課長の方から一部ご答弁ありましたけれども、時間外勤務手当の関係で、ちょっとお伺いしたいと思います。12月の補正で組んでですね、昨年は9月・12月と2回にわたってその時間外勤務手当の補正を組んだわけでありましてけれども、今回またこの補正で248万1000円ほど戻しているというようなことでございます。12月当初で400万ちょっとですか、補正組んだと思うんですけども、その3か月後ですね、248万もこれ戻しているわけです。その間、いろいろ22年度におきましてはね、この時間外勤務手当についての議論が相当されたという経緯がございますけれども、この間この248万というこの金額と言うのは、私は決して少ない金額ではないと思っていますので、それを戻されたという部分では非常にある意味では歓迎される部分かなと、このように考えておるわけですが、まずいろいろな結果を踏まえて、どこの部署が一番減額されたのか。そういう当初400万もその補正で組まれてね、実際にその半分以上もその繰り戻しているというような、その辺の反省点はどうなされて検証されているのか。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山下敏二）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）只今、水田議員からの質問でございますが、昨年の12月の第4回定例会の時に405万1000円の補正をさせていただきました。今、議員が申しましたように、405万1000円を増額して、今回は238万、総体でですね、一般会計の総体で238万1000円の減額ということに結果的にはなっております。議会の中継そのものについては、職員がリアルタイムに見て、その議会の状況というものも職員なりに理解している部分がございます。時間外の考え方、それは管理職、また、管理職から命を受ける職員個々、どういようなその時間外に取り組む姿勢といいますか、そういう部分でも副町長がトップになりまして聞き取り調査、また、内部というか、問題点・課題点等を洗い出して検討して参りました。端的に言いますと、この時間外そのものはいわゆる青天井で、出せば出るという部分でここまで来たというのが現状であります。北後志4町村の実情も管理職、また、職員の方にも周知してございますけれども、当初予算の枠の中で6%ないし7%の枠の中で仁木を除いた4町村はやっているという現状も、私ども調査させていただきました。当然そのことも職員にもお話ししております。お金があるといいますか、青天井ですからどんどん出すと。そしたら、一体その予算の中でどういうふうにして仕事を進んでいくのかという部分でですね、やはり欠けていた部分もありますし、当然その時間外を命令する管理職としての心構えといいますか、そういう部分でも欠けていた部分があったんではないかなということで、私自身も含めて反省しているところであります。つまり、時間外を命令する、今までは時間外の伺いというような感じの、職員から上がっている部分での時間外を支出していたという部分での見直しを図りました。そして、副町長の方から恒常的にこうする部分では、いろいろと人的な部分、また、職員個々の問題もあろうかと思いますが、夜間は22時、午後10時までと、1か月の時間外については健康等を考慮し、40時間に抑えるようにということで、意思統一を図った上でこの12月以降、400万補正いたしましたけれども、結果的には170万ほどを使って230万ほどの残が出たというような状況となっております。あと、どこの課が減ったとかいう部分では、はっきりしたことは申し上げられませんが、総体的に時間外が減っているという部分でご理解の方をお願いしたいなというふうに思います。以上です。

○議長（山下敏二）水田君。

○1番（水田 正）なかなか詳細については出せないようでございますけれども、非常にこの238万1000円という

のはね、先ほど申し上げたように私は少ない金額ではないと。これ、青天井でずいぶんこう時間外を出してきたというような経緯もあったんではないかなと考えておりますけれども、やはりこういう時間外をやはりどう検証されてね、22年度の総体的のいわゆるその1222万9000円をそのどのような形で使われたのか。その辺の検証は、私は十分されるべき大きな課題ではないかなというように思っております。これは、金額だけの問題だけではないと思いますので、あるいは労働、ある職員がそういう時間外を勤務する中で、非常に職員管理上の問題も私は当然出てくると思いますが、そういったことで今回当初、12月に組んで、それがかなり戻されたということで、私はやはり大きく内部的に改正された。ということは、やはり私12月の補正で400万もその補正を出してきておきながら、それは一体何だったんだろうかというようなことだと思うんですよ。あまりにもその軽率すぎるね、出した金の半分以上が結局使われなかったと、そのことについても非常に私は甘い見方をしていたんじゃないかなと。いわゆるそのどんぶり計算ですよ、これは。そういうことがね、やはり何て言いますか、職員に対する影響というか、考え方とか、そういうことが私はまさにこの数字的なもので表れてきているんじゃないかと、このように思うんですよ。そういったことを今課長いろいろなご答弁されましたけれども、何か奥歯に物が挟まったような答弁でございました。こういったことが、どうやっぱこれから周知をされながら改善されていくのか。その辺についてもですね、ご見解があればお答えを願いたいと、このように思います。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）先ほど、総務課長の方からもご説明をしておりますけれども、確かに12月の定例会では400万ほどの補正予算を議決していただきました。その時にも私の方から説明してございますが、8か月までの時間外を見ても今までの時間外では不足が生じるということで、議決、補正ということで議決をいただいた部分でございますけれども、その後いろいろと課長、それから私も担当者から聞き取り等を行って、先ほど角谷総務課長が申し上げましたとおり、40時間以上は命令しないこと。それから、10時以降も命令しないこと。ということは、私、衛生管理者の方も管理責任者として立場もございまして、職員の健康管理の上から突発的な対応を除き、今申し上げましたとおり、40時間以上、22時以降の超勤を認めないでくださいという部分で管理職の方に通知といたしますか、申しております。そのことによって、管理職の方もある程度仕事の分かち合いといたしますか、主幹なり、課長の方である程度仕事を分かち合って行ってきたかなと思う点もございまして。今後の部分でございますけれども、今年の3月に政策調整会議の部分でございますけれども、その時に監査委員からのご指導もいただきました部分でもありますので、時間外勤務命令にかかる命令権者につきましては、きちんと管理職が書くようにと。今までは、職員が書いてきたものを良いですよということで課長が判を押してございましたけれども、まず命令をするんですから、課長がすべて何時から何時までと、そういうことできちんと書くようにと文書で通知をしております。それと気構えということで、管理職は勤務成果を把握するためにも、命令した時間内は在席するようにと、勤務するようにとということで、気構えで望んでいただきたいということで、文書で管理職に周知をしております。職員も頑張っておりますので、業務を分かち合いながら、より良い職場環境ともしっかりと信頼される指導力のある上司となりましょうということで、周知をしております。そういうことで、12月以降徐々に時間外として減が見られ、結果的には予算の減額となったということで、ご理解をいただきたいと。職員の方もサービス残業等々あるやもしれませんが、そういうことはしないようにということも言っておりますので、まずないと思っておりますし、23年度以降は管理職が残ってきちんと対応するようにということで、周知もしておりますので、今後はある程度管理職も、仕事を分かち合った中で職員の健康面も管理しながらより良い職場環境の中でやっていけるのかなと思っております。23年度におきましては、組合の方にも説

明しましたけれども、7%、上限7%の中での時間外ということで、ですから当初予算に組んでございます、その範囲内の中で時間外は出さない、出さないといいますか、命令はかけないということにしております。ただ、これも災害ですとか、水道の漏水ですとか、突発的なことの時間外を除いて通常業務の中ではその範囲内での命令に押さえるようにということで、指示をしてございます。管理職等々もいろいろとその立場に立って、今厳しい部分もございますけれども、職員との仕事の分かち合いの中でより良い職場環境づくりを進め、時間外の少ない部分で今年度は進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山下敏二）水田君。

○1番（水田 正）1番、水田です。今、副町長からいろいろご答弁がありまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、まずその結果ですけれども、業務の支障とか滞りとかね、あるいは町民に対するサービスの低下とかというような部分については感じておられないのではないかなと思ひますけれども、その辺についてはいかがでしょうかということですね、ちょっとお伺ひをしたい。私、これほど金額がこう削減された、非常に喜ばしいことだと思ひますけれども、ただ、当初その計画を組んだ中で、これだけの金額が半分以下以上のその金額が削減されたということになれば、非常に私は業務上ね、停滞しておられる部分があるのではないかなと、このような懸念もするわけですが、その辺についてはご心配がないということでご理解してよろしいかどうか。その1点だけお聞きしたいと思ひます。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）役場の職員は、町民の役に立つという部分での職員でありますし、そんなサービスの低下とかですね、業務の停滞を招くようなことはあつてはならないことでもありますし、この辺につきましては、今日すべての管理職がおりますので、その課その課の課長がきちんと把握をしながら、今水田議員の言われましたサービスの低下、あるいは業務の停滞のないようにきちんと対応すると思ひます。また、しなければいろいろご意見をいただきながら悪しきところは直していきながら改善をして行きたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。葛間君。

○5番（葛間 倅）5番、葛間。50ページの19節のテレビ難視聴の関係でお尋ねをいたします。実は、20日ぐらい前だと思ひますけれども、銀山の入り口、峠というんですか、あれの上の方の人がですね、テレビが入らないということで話をされましたので、3月の議会でも然別みたいに難視聴のところについては補助金をいただいてやったという状況もございますし、実際にですね、町の方で調べて入らないところがあるのかどうか。その人の話を聞きますとですね、テレビ屋さんが来てですね、計ったところが入らないということで、そのままになっているんだけれども、他でそういう施設を作ってやっていただいているということについてはどうなのかという説明、聞かれましたので、そのことについてはですね、企画課に行って聞いてほしいということではございますけれども、来ているかどうかわかりませんが、私もそういう町民から言われたことですから、その辺がどうなっているのか。現状でもですね、その映らないところが多々あるのかどうか。その辺について、ご説明いただきたいと思ひます。

それからもうひとつはですね、今の98ページですね、時間外の問題でございますけれども、実は私も一般の会社でございますけれども、機械を使う現場から事務に2年間移ったわけです。その間で、朝行った時に自分の仕事はどうかということで、まず1時間の休みがございますから7時間でどう自分の仕事をこなすかということによってですね、私民間でございますから、残業やっているという人は事務方ではまず一人もいないと、こういう

状況でございます。原因は別ですけれどもね。私の職場というのは、その前は機械ですから常に機械のあるところ全部回って歩くという、こういう仕事ですからなかなか休みということもなかなかできないということで、できるとすれば昼休みですね、ご飯を食べる時間ぐらいで、それも10分とか15分で食べてまた回ると、ご飯中でも回るという、こういう仕事ですから、それはそれとして別としてもですね、事務方としては前にも言いましたけれども、7時間びっしりやるとすれば相当な仕事量ができるんだと思うんです。ですから、一人ひとりの職員が自分の持ち場というものをどう守って、1日の仕事の計画を立てながらやっていくということが必要ではないかというふうに考えますけれども、その辺については1日1日ですね、毎日その事務の内容が変わってくるのかどうか。その辺についてもひとつ説明していただきたいと思います。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今、ご質問のありました地上デジタル放送に変わる放送の関係で、仁木町内における難視のことについてのご質問について、お答えいたします。仁木町内における地上デジタル放送に切り替わる際の難視対策につきましては、その都度その新たな難視等について調査をいたしまして、個々に対応していくということになっておりますので、対応させていただきたいというふうに思っております。説明は、以上でございます。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）地上デジタルの部分はですね、然別共進地区の他に今のところ東町の緑地区ということで5件、これにつきましては前も説明していると思いますけれども、NHKの方の助成ということで出ております。それと、砥の川地区の方ですね、9件、今のところ地デジが見れないということで町の方にお話がございまして、デジサポ、デジタルサポートセンターというところがあるんですけども、そこに照会を取りまして、そういうところは個人負担がないということで進めているところでございます。ちょっと遅れているのかもしれませんが、そういう状況になっております。あと、町の中でもつい先日ですけども1件、照会がございました。町の中につきましては、一応難視聴地域には入っていないんです。仁木町本町の中は。なぜ、その1戸だけが映らないのかということは、先ほど申し上げましたデジタルサポートセンターというところに電話をおかけしまして、只今対応していただいているという状況になってございます。以上でございます。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）先程来、超勤の関係等についてのいろいろなご意見をいただいているところであります。それで、端的に申し上げますと今回の福島原発ですとかの状況をテレビ等で報道されておりましたら、まず命を落としたのは役場職員とか議員先生とか消防団とか町内会長とかですね、どうしてもやらなければならない、本当は家族のところに戻って家族のことを考えなければならないんですが、公僕でありますから、私たちは常にそういうところの現場にいつもいなければならないという、更には被災地で誰が一番頼りにされているかという、役場職員であります。そういうことを考えますと、役場職員は平時であればあまり職員のことは非常に厳しく言われておりますけれども、私たちは現実問題としていろいろなことが発生したときには命を賭けて、もちろん議員の先生方も同じでありますけれども、命を賭けて町民を守らなければならないという使命を持っております。そういうことからいたしますと、仕事の中においても私は命令をかけ、私どもが仕事をやれと命令をかけた段階においてですね、職員はもしかしたら仕事をしたくないと、今日は用事がある、今日はどうしてもあそこに行かなければならないということは当然あるかも知れません。しかしながら公僕でありますから、町民のために額に汗して頑張っているという状況を勘案しますと、私は職員の採用等も当然必要かと思っておりますけれども、超過勤

務の関係等についてもですね、ある程度余裕を持った、そういう形で見ていただければ大変ありがたいなと町長としては思うところがございます。なぜ、200万ほどお金が余ったかと言いますと、議会での議論があったからだと思います。議会でいろいろな形でご議論があったから、それを聞いている職員はやはり我が身を振り返ってですね、これからはやはり少しは、今まではいろいろ仕事をしてこうきちんと出していた、けど仕事のあり方、見方、そしてどういう計画でやったらいいかということを改めて考え直した結果であると町長としては思っておりますので、どうかこの点、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山下敏二）葛間君。

○5番（葛間 徹）1点目のテレビの関係については、そういうところがあるということで今わかりました。だから、その辺もですね、調査をしてできるのかできないのかやはり私も町民から言われていますから、そういうことも平等にですね、できるような方法を執ってほしいというふうに考えておりますから、それはやるというふうに調査をして、そういうところがあればやるというふうに理解をしていいのか。

それからもう1点の問題については、今町長説明ございまして、これは町長言わなくても私はわかっています、そのことについては。緊急時はどうあるべきかということですから、これはやはり予算で足りなければですね、専決なり補正予算を組まなければならないということについてはわかる。ただ、私が言ってるのは平時でですね、減ってきているからこれ良いんですけれども、やはりもう少しこれだけの1千何百万もかかっているわけですから、それをどうするかということを一一人ひとりが今町長、変わってきたと言うことを言っておりますけれども、平時のことを私言っているわけです。ですから、そういう面でやはり緊急で問題が起きれば、これはかかることは、例えばこれ以上にですね、かかる場合もあると思うんです、これ。そのことについては、私も十分言わなくてもわかっています。ただ、平時7時間仕事をしているときに、この前みたいにですね、1日平均で6時間もやるということ事態が理解ができませんから、そういう計画を立てて、それからもうひとつは、どうしても職員でできない問題があるのであれば、私は管理職が付いてですね、手伝って、そして教えながら、そしてやっていくということが行政のあり方だというふうに私は頭の中に常にあるわけですから、そういうことを言っているわけです。決して使ったから、減ったからということではなくて、減った原因も先ほどから言ってますから十分理解しています。ですから、そういう面で平時とあれの区別ぐらいは私も十分理解はしているわけですから、その辺がどうなっているのかということを知っているわけです。ですから、その辺が今町長言っているからそのことについては私も十分に理解をしています、そのことについては。ただ、あまりにも大きな金になっちゃうもんですから、そういう形で教育をしながら、やはり非常に私もそういう経験がございました。課長が付いてやってくれば、自分が覚えてすぐ次の日に問題が出ないようにやっているということもありますからね。その辺がそういう形態の中で、事務方としてやはりやってほしいので、そういう話をしているわけです。その辺はいかがですか。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）役場の仕事というのはですね、災害であろうとも平常時であろうともですね、即町民の方と接する職場であります。これが、即町民と接しない職場であれば計画どおり計画を立てて進めるということは当然できるんですが、今日全然予定していない、でも町民の皆さんが具合が悪いとか、これがこうだとかああだとかと行ってきたときには、平常時であっても対応しなければならないわけでありまして。それと、葛間議員がおっしゃったように、何十年か前お勤めしていた時代とですね、今は時代が大きく変わっておりまして、企業のためにですね、町のために力を出すということは基本的には理念としては変わっていないと思いますが、雇用の形態とか、それから手当の関係とかは数十年前と今とは大幅に変わっておりますから、そのことを一概に捉えてで

すね、若い頃のお話をされてもイコールにはなかなかならないということもご理解をいただきたいと思います。ですから、職員としても一生懸命頑張っているわけですから、私ども議会の先生方にもまた支えていただきたいという気持ちでありますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）先ほどの難視聴、デジタルの部分でございますけれども、国の方でデジタル化を進めているわけですから、先ほど申し上げましたとおり、仁木町に難視聴がないような形で国での機関といいますか、外部機関でありますデジタルサポートセンターの方にきちんと連絡を取って、難視聴の解消の方にはきちんと努めていきたいというふうに思っております。

○議長（山下敏二）よろしいですか。食事のために、休憩をいたします。

休 憩 午後 0時20分

再 開 午後 1時30分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前に引き続き、日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』の質疑を続けます。

質疑はありませんか。木田君。

○6番（木田紘一）6番、木田です。まず2点ほど、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。歳入の関係で、28ページに財産売払収入という項目で、項目が載っております。先ほど、財政課長の方からご説明いただいたんですけれども、ちょっとはつきり聞き取れない部分もありましたので、再度質問をさせていただきますが、この金額はそんな大きな金額ではありませんけれども、この場所をです、どの辺なのか。ちょっと道道沿いというふうに聞こえたと思うんですけれども、まず場所を最初確認させていただきたいと思います。

それから、35ページの町債の関係でちょっとお聞きさせていただきます。ここに今いろいろ項目は載っておりますが、まず代表的に土木債の関係でちょっとお聞きしたいと思います。ここに執行残ということで金額載っておりますけれども、この町営住宅、これ銀山だろうと思うんですけれども、この事業はこれから今年度新たにまた進めて行かなきゃならない事業だと思うんですけれども、この執行残というのはどういう格好でこのような執行残が出たのか。本来であれば、事業がすべて完了したから執行残だというふうに我々単純に認識するんですけれども、これからやらんとする事業の中で執行残が出るということは、例えばこの執行残が設計委託料して、設計が終わったからこれだけの執行残が出たんですよという理解で良いのかどうか。その辺の中身について、ちょっとご説明をお願いできればなとこのように思っております。それ同じような中身で、例えばその下の方に社会福祉協議会補助事業債というのがありますけれども、これらの中身についても、これ補助だからどうなのかなという素人にこうちょっと、考え方が違うのかどうか分かりませんけれども、補助事業するのに執行残というのはどのように解釈すればいいのか。その辺についてもちょっと中身について、精査してご説明をお願いしたいと思います。

○議長（山下敏二）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）まず1点目の不動産売払収入の関係でございます。28ページですね。先ほど、財政課長も説明いたしましたように、道道仁木赤井川線の交付金事業によりまして、住宅倉庫前が事業用地の買収により狭くなり、営農機能が著しく低下するので、営農機能を維持するための町有地を譲渡したいということで、銀

山3丁目448番地6の岩井省三さんの方からですね、普通財産の譲渡申請がございまして、それで町の方としまして、その宅地535.64㎡、これが希望がございまして、その金額については㎡あたり800円。これは道道仁木赤井川線の交付金事業の単価をですね、用いまして800円×申請のあった面積を掛けた42万3000円が財産の売払収入ということで、歳入で専決させていただいたという部分でございます。

○議長（山下敏二）林 建設課長。

○建設課長（林 典克）町債のですね、100万円の減額に関してのご質問にお答えいたします。公営住宅のですね、関係でありますけれども、用地確定測量、あとは地質調査、あと基本実施設計の落札、入札を行いまして執行残が出ましたので、その分は減額になったということであります。以上であります。

○議長（山下敏二）木田君。

○6番（木田紘一）今ので理解するんですけども、要するに端的に言えばすべて入札が終わったから、これだけ余ったんだよという理解でよろしいんですね。わかりました。

○議長（山下敏二）良いですか。

○6番（木田紘一）はい。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。上村君。

○4番（上村智恵子）4番、上村。65ページの障害児保育対策事業補助金というのがまるまる残ったということなんですけれども、これは対象がいてこの予算をつけていたのかどうかお聞きします。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）これにつきましては、昨年度の、22年度の予算の中で盛り込んだわけなんですけれども、対象者は実際には1名おりました。ただし、これについては療育手帳を取得しているんですが、その間に最初からにき保育園の方に入園をしておりますして、途中から療育手帳はいただいたという、こういう経過がございまして、それで、平成22年度の春からということのにき保育園とは進めていたんですが、その前の保育経過もありまして、そんなに特別手が極端にかからないようであれば、そのまま保育の状態で持っていきたいということで、まず10月まで進めておりました。10月に入りまして、保育園側としては事務局長を1名入れまして、雑務関係その他の部分を園長と仕事を分けまして、その分、今言いました障がい児の教育の方に力を入れて、その体制でできればこのままで行きたいというお話がありました。いってみればサービスの部分でですね、何とか自分たちの人員で努力をしていきたいというお話があったんですが、最終的には1年来まして、年齢が進むに連れてやはり障がいの部分がちょっと若干重くなっている部分もありますので、この部分については、平成22年度については職員の努力ということで収めまして、23年度からこれに取り組んで補助をいただきたいということで、現在進めております。以上です。

○議長（山下敏二）よろしいですか。他に、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（山下敏二）日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第2号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成23年4月27日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

ページを捲りまして、専決処分書でございます。平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成23年3月31日付けでございます。仁木町長 三浦敏幸。

それでは、平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ81万4000円を減額いたしまして、予算の総額を2億371万8000円にしたいというものでございます。2項につきましては、歳入歳出予算の金額は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。平成23年3月31日専決、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）承認第2号『平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款. 国民健康保険税から6 款. 諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計81万4000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を2億371万8000円とするものでございます。

次に2 ページ、歳出でございます。1 款. 総務費から5 款. 予備費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計81万4000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を2億371万8000円とするものでございます。

次に3 ページ、事項別明細書、歳入でございます。1 款. 国民健康保険税から6 款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4 ページ、歳出でございます。1 款. 総務費から5 款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでござい

まして、右側の財源内訳でございますが、その他財源で7000円の増、一般財源82万1000円の減であります。

次に5ページ、歳入でございます。1款. 1項. 国民健康保険税、1目. 一般被保険者国民健康保険税につきましては、これは収入見込み、または額の確定により、46万8000円を減額補正するものでございます。2目. 退職被保険者等国民健康保険税につきましても収入見込み、または額の確定により10万円を減額するものでございます。

次に6ページ、2款. 使用料及び手数料、1項. 手数料、1目. 督促手数料につきましては、額の確定により8000円を増額するものでございます。

次に7ページ、廃款の財産収入につきましては、これは利息がなかったため、1000円を減額いたしまして廃款とするものでございます。

次に、8ページでございます。4款. 繰入金、1項. 2目. 一般会計繰入金につきましては、これは額の確定により、人件費で6万2000円の減、出産育児一時金で80万円の減、地方単独事業波及分で63万8000円の増、後志広域連合負担金で1万3000円の減、合計23万7000円の減額でございます。

次に9ページ、6款. 諸収入、廃項の延滞加算金及び過料につきましては、延滞金がなかったため、1000円を減額いたしまして廃項とするものでございます。

その下でございます、預金利子につきましても、預金利子がなかったため、1000円を減額いたしまして廃項とするものでございます。3項. 雑入、廃目の一般被保険者第三者納付金1万円の減、それから退職被保険者等第三者納付金1000円の減、一般保険者返納金1000円の減、退職被保険者等返納金1000円の減につきましては、それぞれ収入がなかったため、廃目とするものでございます。

次にページに移りまして、10ページでございます。5目. 雑入につきましては、その他雑入の収入がありませんので、1000円を減額するものでございます。

次に11ページ、歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費6万2000円の減額補正につきましては、3節. 職員手当等、4節. 共済費負担金、19節. 福祉協会負担金は、それぞれ執行残を減額するものでございます。2目. 広域連合負担金1万3000円の減額補正につきましては、これは滞納整理に関する経費と前年度精算額、これを相殺いたしまして1万3000円を減額するものでございます。3目. 特別対策費15万5000円の減額補正につきましては、これは嘱託職員賃金を減額するものでございます。

次に、12ページでございます。2項. 徴税費、1目. 賦課徴収費につきましては、財源充当の変更でございます。

次に、13ページでございます。廃款の公債費につきましては、これは一時借入がなかったため、60万円を減額いたしまして廃款とするものでございます。

次に、14ページでございます。4款. 諸支出金、1項. 償還金及び還付加算金、1目. 一般被保険者保険税還付金につきましては、これは遡及適用による還付金が発生いたしましたので、1万8000円を増額するものでございます。

次に、15ページでございます。5款. 1項. 1目. 予備費につきましては、財源調整のため2000円を減額するものでございます。

17ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について

平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第2号）

○議長（山下敏二）日程第8、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第3号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成23年4月27日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第2号）でございます。

専決処分書。平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成23年3月31日付けで行ったものでございます。仁木町長 三浦敏幸。

平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第2号）。平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございまして、予算の総額から歳入歳出それぞれ215万6000円を減額し、予算の総額を5億672万8000円とするものでございます。2項といたしましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成23年3月31日専決、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）承認第3号『平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算（専決第2号）』について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款. 使用料及び手数料から5 款. 諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計215万6000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を5億672万8000円とするものでございます。

次に2 ページ、歳出でございます。1 款. 総務費から4 款. 予備費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計215万6000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を5億672万8000円とするものでございます。

3 ページ、事項別明細書、歳入でございます。1 款. 使用料及び手数料から6 款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4 ページ、歳出でございます。1 款. 総務費から4 款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源1万3000円の増、一般財源216万9000円の減でございます。

5 ページ、歳入でございます。1 款. 使用料及び手数料、1 項. 1 目. 使用料につきましては収入見込み、または額の確定により147万8000円を増額するものでございます。2 項. 1 目. 手数料につきましては、額の確定により6万9000円を増額するものでございます。

次に、6 ページでございます。3 款. 繰入金、1 項. 1 目. 一般会計繰入金につきましては、これは歳出の減によりまして370万1000円を減額するものでございます。

次に、7 ページでございます。5 款. 諸収入、1 項. 延滞加算金及び過料、廃目の過料につきましては、過料がなかったため1000円を減額いたしまして、廃目とするものでございます。その下の預金利子につきましても、利子がなかったため1000円を減額いたしまして、廃項とするものでございます。

次に9 ページ、歳出でございます。1 款. 総務費、1 項. 総務管理費、1 目. 一般管理費101万3000円の減額補正につきましては、3 節の職員手当等から次のページに移りまして、19 節. 負担金補助及び交付金までそれぞれ執行残を減額するものでございます。2 目. 維持管理費110万4000円の減額補正につきましても、7 節の賃金から次のページに移りまして、18 節. 備品購入費までそれぞれ執行残を減額するものでございます。

次に、12 ページでございます。2 款. 1 項. 施設費、1 目. 施設管理費2万9000円の減額補正につきましても、これも執行残による共済費を減額するものでございます。

次に、13 ページでございます。廃款の予備費につきましては、1 万円を減額いたしまして廃款とするものでございます。

15 ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予

算（専決第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第2号）』は、承認することに決定しました。

先ほど、休憩時間に申し上げましたとおり、暫時休憩取りまして、町長にお客様がお見えになるため、中座します。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時55分

再 開 午後 2時20分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について

平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）

日程第9、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第4号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成23年4月27日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

専決処分書。平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成23年3月31日付けでございます。仁木町長 三浦敏幸。

平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）。平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございまして、予算の総額から歳入歳出それぞれ364万6000円を減額いたしまして、予算の総額を166万9000円とするものでございます。第2項といたしましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成23年3月31日専決、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）承認第4号『平成22年度老人保健特別会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款、支払基金交付金から6 款、

諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計364万6000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を166万9000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款. 医療諸費から3款. 繰出金にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計364万6000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を166万9000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款. 支払基金交付金から6款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款. 医療諸費から3款. 繰出金まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金220万7000円の減、その他財源265万4000円の減、一般財源121万5000円の増でございます。

5ページ、歳入でございます。廃款の支払基金交付金につきましては、医療給付がなかったため、医療費交付金265万円を減額し、それから診査支払手数料も給付がなかったため、4000円を減額いたしまして、廃款とするものでございます。

次に6ページ、廃款の国庫支出金につきましても医療給付がなかったため、176万6000円を減額いたしまして、廃款とするものでございます。

次に7ページ、これも道支出金につきましても医療給付がなかったため、44万1000円を減額いたしまして、廃款とするものでございます。

次に8ページ、繰入金につきましても医療給付がなかったため、43万5000円を減額いたしまして、廃款とするものでございます。

次に9ページ、6款. 諸収入、廃項の預金利子につきましては、預金利子がなかったため、1000円を減額いたしまして、廃項とするものでございます。2項. 1目. 雑入につきましては、雑入の収入がなかったため、1000円の減額。それから、医療機関から医療費の返納がありましたので、医療給付費返納金7万3000円を増額するものでございます。それと、診査支払手数料の返納がなかったため、診査支払手数料返納金1000円を減額し、計7万1000円を増額するものでございます。2目. 過年度収入につきましては、1節. 支払基金交付金、過年度分につきましては、これは精算による額の確定によりまして、医療給付費交付金過年度分1000円を増額。それから、2節. 国庫負担金過年度分も、これも精算によりまして老人医療費国庫負担金過年度分157万9000円を増額するものでございます。

次に11ページ、歳出でございます。廃款の医療諸費につきましては、これは医療給付がなかったため、531万4000円を減額いたしまして、廃款とするものでございます。

次のページに移ります、12ページ。予備費につきましても1000円を減額いたしまして、廃款とするものでございます。

次に、13ページでございます。3款. 1項. 1目. 繰出金につきましては、平成23年3月31日をもちまして、老人保健特別会計を廃止いたしまして、それに伴います剰余金166万9000円を一般会計へ繰り出すものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第10 承認第5号 専決処分事項の承認について

平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第5号）

○議長（山下敏二）日程第10、承認第5号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第5号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成23年4月27日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

専決処分書であります。平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成23年3月31日付けでございます。仁木町長 三浦敏幸。

平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）。平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8000円を追加いたしまして、予算の総額を5667万7000円とするものでございます。2項といたしましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成23年3月31日専決、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

承認第5号『平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計8万8000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を5667万7000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額

に補正額の合計8万8000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を5667万7000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源1万8000円の減、一般財源10万6000円の増でございます。

次に5ページ、歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料につきましては、これは収入見込みによりまして8万円を減額するものでございます。2目、普通徴収保険料につきましては、これは収入見込み、または額の確定によりまして18万9000円を増額補正するものでございます。

次に6ページ、5款、諸収入、廃項の延滞金、加算金及び過料につきましては、延滞金・過料がありませんので2000円を減額いたしまして、廃項とするものでございます。2項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金につきましては、過年度還付発生に伴う広域連合からの還付金2000円を増額するものでございます。廃目の還付加算金につきましては、保険料の還付加算金がありませんので1000円を減額いたしまして、廃目とするものでございます。その下、廃項の預金利子につきましては、預金利子がなかったため1000円を減額いたしまして、廃項とするものでございます。雑入につきましては、雑入がなかったため1000円を減額いたしまして、廃項とするものでございます。

次に、7ページに移ります。6款、広域連合支出金、1項、広域連合交付金、1目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、これは事業の確定によりまして、1万8000円を減額するものでございます。

次に9ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費7万円の減額補正につきましては、職員手当等、共済費、それぞれ執行残を減額するものでございます。

次のページ、10ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、これは保険料納付の増に伴いまして、納付金10万円を増額するものでございます。

次に、11ページでございます。3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金につきましては、これは保険料の遡及適用による還付金が発生いたしましたので、3000円を増額するものでございます。

次に、12ページでございます。4款、1項、1目、予備費につきましては、5万5000円を減額補正するものでございます。

13ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっております。後程ご高覧願います。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第5号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第5号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第11 議案第1号

平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山下敏二）日程第11、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）。

平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ400万6000円を追加いたしまして、予算の総額を33億7730万9000円といたしたいものでございます。2項といたしましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているということでございます。第2条では、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加につきましては、第2表 債務負担行為補正によるものでございます。平成23年4月27日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第1号『平成23年度一般会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。17款. 寄附金から20款. 諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計400万6000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を33億7730万9000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款. 総務費から10款. 教育費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計400万6000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を33億7730万9000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源155万4000円の増、一般財源245万2000円の増でございます。

次に5ページでございます。第2表 債務負担行為、追加でございます。これにつきましては、平成22年異常気象対応支援資金を借り入れた農業者に対する利子助成の債務負担行為でございます。平成23年度借入者29名の借入金1億1710万円に対しまして、1.5%の利子助成でございます。期間につきましては、平成24年度から平成27年度でございまして、平成23年度分につきましては当初予算で計上しております。利子助成限度額502万5000円の債務負担行為でございます。

次に7ページ、歳入でございます。17款. 1項. 寄附金、1目. 一般寄附金につきましては、本年4月4日に苫小牧在住の滝上善一氏より、銀山小中両校へ図書購入費として20万円の寄附を受けましたので、歳出、教育費で図書購入費を計上しております。

次に、8ページでございます。18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、1目. 財政調整基金繰入金につきましては、239万2000円を増額補正するものでございます。

次に、9ページでございます。20款. 諸収入、5項. 4目. 雑入141万4000円の増額補正につきましては、今シーズンの雪害によりまして、ふれあい遊トピア公園パークゴルフ場管理棟の屋根の一部分が損傷いたしました。それから、然別生活館の屋根軒下一部分が損傷いたしました。この雪害によりまして、損害を受けた表記施設につきましては、町が加入しております全国自治協会建物災害共済の填補の対象となりまして、損害額の全額が填補されますので、パークゴルフ場管理棟屋根修繕にかかる共済金57万312円と、それと然別生活館屋根修繕にかかる共済金78万4000円、合わせまして135万4000円を計上しております。なお、当該施設につきましては、指定管理者施設となっておりますので、協定書に基づきまして指定管理者から修繕負担金、それぞれ3万円の負担金でございまして、合計6万円を計上しております。

次に11ページ、歳出でございます。2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費165万7000円の減額補正につきましては、これは4月1日付けの人事異動に伴います給料174万8000円の減、職員手当等132万7000円の減、次のページに移りまして、12ページでございます、共済費58万2000円の減につきましては、人事異動によるものでございます。26節. 寄附金につきましては、東日本大震災被災地に対する義援金でございまして、北海道町村会の義援金の取扱いにつきましては、町長の行政報告にもありましたとおり、今回は町村から義援金の徴収を行うことなく、北海道町村会基金で対応することといたしまして、特に被災が甚大な岩手県・宮城県・福島県の3県へ各5000万円、計1億5000万円の支援を決定しておりまして、各町村で取り組む義援金につきましては、単独での対応となったことから、仁木町といたしましては北海道町村会での義援金額、それから後志管内各町村の取り組み状況等を勘案いたしまして、本町からの義援金につきましては200万円にいたしたいというものでございます。

次のページに移りまして、13ページ、5款. 企画費、難視聴対策助成金につきましては、国の戸別受信難視聴対策補助事業及びNHK助成制度を活用いたしまして、戸別難視聴解消に係る個人負担分を助成するものでございますが、国及びNHKの交付決定が23年度に変更になったものでございまして、対象世帯数5世帯、助成金8000円でございまして、4万円を計上しております。2項. 徴税費、1目. 税務総務費129万5000円の減額補正につきましては、これは人事異動に伴う減額でございます。

次に、14ページでございます。3項. 1目. 戸籍住民登録費649万7000円の増額補正につきましても、人事異動に伴う増額でございます。

次に、16ページでございます。3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費166万4000円の増額補正につきましても、それぞれ人事異動に伴う増額でございます。

次のページに移りまして、17ページでございます。11節. 需用費、施設維持修繕につきましては、歳入で説明いたしました雪害により然別生活館の屋根軒下一部分が損傷いたしましたことから、屋根修繕を行うものでございまして78万5000円を計上しております。6目. 後期高齢者医療特別会計繰出金12万7000円の減額補正につきましても、4月1日付けの人事異動に伴う人件費分を減額するものでございます。2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費15万3000円の増額補正につきましては、これは放課後児童クラブ、これは山村開発センターで行って

おります、使用しています冷蔵庫が故障いたしましたので使用不能となりました。今回、冷蔵庫を購入するものでございます。

次のページ、18ページに移ります。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費1160万6000円の減額補正につきましては、給料、職員手当等、共済費につきましては、人事異動に伴う減額でございます。

次のページに移りまして、19ページ、28節．繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金407万5000円の減額補正につきましては、これは保健師の新規採用を予定しておりましたが、応募者がいなかったため保健師の人件費分を減額するものでございます。次に、5目．上水道費、簡易水道事業特別会計繰出金638万9000円の増額補正につきましては、これは人事異動によりまして1名の増員等に伴う人件費分を増額するものでございます。

次、20ページでございます。6款．農林水産業費、1項．農業費、2目．農業総務費13万6000円の減額補正につきましては、人事異動に伴う減額でございます。3目．農業振興費373万1000円の増額補正につきましては、町長の行政報告にありましたとおり、融雪の遅れによる農作物への病気等が懸念されるため、融雪剤を積極的に活用いたしまして、農業生産の向上を図ることを目的に融雪剤及び土壌殺菌剤購入者に対し、助成するものでございます。融雪促進等特別対策事業といたしまして、10㌢あたり60kgを限度といたしまして、購入費の半額を町が助成するものでございます。373万1000円を計上しております。

次に、21ページでございます。8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費57万1000円の増額補正につきましては、これは雪害によりふれあい遊トピア公園パークゴルフ場管理棟の屋根の一部が損傷したことから、屋根修繕を行うものでございます。

次に、22ページでございます。10款．教育費、2項．小学校費、2目．教育振興費6万6000円の減額補正につきましては、図書購入費として銀山小学校へ10万円の寄附を受けましたので10万円を計上、それから国の平成22年度補正予算で創設されました地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金、繰越明許費でございまして、図書備品費100万円を計上しておりましたが、そのうち一般財源分16万6000円を減額いたしまして、計6万6000円を減額するものでございます。3項．中学校費、2目．教育振興費15万2000円の減額補正につきましても、小学校費同様、図書購入費として銀山中学校へ10万円の寄附を受けましたので、10万円の計上でございます。それから、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金、繰越明許費で図書備品費100万円を計上しておりました。そのうち、一般財源分15万2000円を減額いたしまして、計15万2000円を減額するものでございます。

23ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっております。後程ご高覧願います。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。上村君。

○4番（上村智恵子）4番、上村。18ページの保健師さんを募集していて、応募がなかったということでこれ取り消していますけれども、大事な部署でね、この減額して良いんでしょうかね。これから募集というのはもうしないということなんですか。

○議長（山下敏二）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）職員の採用については総務課の方の職員係で担当しておりますので、私の方から経過等、ご説明申し上げたいと思います。

保健師の採用については、これまで国保連合会の方にお願ひしまして、平成23年度4月1日となれば、当然その前年、平成22年の10月くらいから希望を国保連合会に申し出て、そして募集をかけてきたわけなんです。それ

で、これまで3回ですね、3回募集期間を延長しながらやってきたわけなんですけれども、それでも応募する方が、1名いたんですけれども、こちらの方の条件と合致しなかったという部分で、採用を見送ったという部分でございます。その条件が合わなかったというのは、あくまでも新規採用の、新卒の保健師さんを募集をかけていたということでありまして、応募なさった方がちょっと新卒でなかったという部分で、その辺は条件に合致していない部分で見送ったという部分でございます。あと、2回、3回更新いたしましたけれども、国保連合会の方からは残念ながら仁木町へ希望する保健師さん、また保健師になろうとしている、資格を有しようとしている方の応募はなかったということで、平成23年4月1日の部分では断念したという経過にございます。前段でも申しましたように、これまで保健師の採用はすべて国保連合会の方において、人材を募集したという経過にございます。それで、町単独でやったということはございませんでしたので、今回、平成23年度については現体制でやっていただき、また、23年度中に24年度分の保健師の採用に向けて国保連合会の方に働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（山下敏二）上村君。

○4番（上村智恵子）仕事として、やはりこの保健師さんの仕事、かなりたくさんあると思うんですけれどもね、その中で何か事務の仕事している保健師さんがいるのでしょうか。事務にまわったということをちらっと聞いたんですけれども、そういうことはないんですか。

○議長（山下敏二）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）特別にその保健師が事務にまわったとかそういうことではなくて、今までも事務をやっていました。結局そこにいるのは4人、臨職も含めて4人なんですけれども、4人の体制の中で事務も保健指導も両方やるという形を取っているということでございます。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○4番（上村智恵子）今までと同じような事務でしたら良いんですけれども、そういうふうに保健師さんが少ない中で、事務の方の仕事を他の事務関係の職員ができるのであれば、やはり支障をきたすんじゃないかなと思ったものですから、今までと同じ事務なんですか。

○議長（山下敏二）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）今までは主幹がいて、主幹も事務もやってくれていました。そして、今年については主幹がいなくなりましたので、臨時職員を1名雇いました。当然、その中で主幹が抜けた部分、そして臨時職員はまだ慣れないという部分で、その分保健師に事務の量が行くのは今のところ当然であります、年間を通してですね、今の体制の中でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下敏二）他に、質疑はありませんか。横関君。

○3番（横関一雄）3番、横関です。17ページと21ページ、これ指定管理者の問題なんですけれども、指定管理者に指定管理料を払っているわけでありましてですね、これ今説明聞きますと、然別改善センターの軒下ということで、多分雪害かなと思います。それとふれあい遊トピア公園、これも屋根ということでありまして、これ指定管理者料を払っているのになぜこういうことになるんでしょうかね。この辺、ちょっと私はちょっと不思議だと思うんですけれども、例えばこれ、見えないところですね、腐敗腐食とかというのであれば結構なんですけれども、これ自然に雪が降って積もっている場合、どこの家でも雪は屋根から除雪をすると思うんですけれども、これ、ただ単にこれ雪害ですから修繕費出しましたと、そんな簡単に済ませてよろしいんでしょうかね。これ何のために指定管理者やって管理してもらっているんでしょうか。その辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

けれども、いかがでしょう。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）横関議員の言う部分では、役場の中でも議論いたしました。指定管理者が善良な管理の下でやらなければいけない部分で、それが怠っていたような感じ、雪下ろし等の部分ですよね。で、修繕をしなければならなくなつたと。通常であれば、指定管理者が持つべき部分でございます。ただ、今回この施設には役場が保険を掛けてございます。その保険が活用できると、全額保険で補填していただけるので、町としてもその部分は活用して、なおかつ通常の場合ですと指定管理者が3万円を負担して、残りは町が、例えば10万の工事をやるとして、3万円は指定管理者負担で、7万が町が持つということになります。その部分に関して、今回保険の適用になりますけれども、その3万円という部分は町の方できちんと指定管理者からいただきますと、指定管理者が出す部分は町でいただきますというような形で、今回この工事費は保険で見えていただけるということで、町の方で工事を発注するということになったものでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（山下敏二）横関君。

○3番（横関一雄）今の吉本副町長の説明はですね、確かにですよ、役場で保険入っているのは。ですけども、じゃあその指定管理者施設全部保険入っているから、じゃあ冬の管理は良いんだと、多少の故障はね、修繕は役場で持つんだと、そういうね、考えで業者に発注するとはね、私はいささか信じられないですよ。そんな甘いもので良いんですか。これね、申し訳ないですけども、町民の方にこれ説明できないですよ、これ。そんなに、じゃあみんなこれ甘い処置の仕方の考えで今後ずっとやっていくんですか。ちょっとね、いつも申しましているけれども、その物事にはね、きちんとしたけじめをつけないと、普段私はね、ここですべて言っていますが、言いたくないですよ。確かにこれはね、然別改善センター、これはもう然別地区の方がやっておられます。これ確かにね、老人の方で大変だと思います。やはりそういった中の処置はですね、やはり町に申し込んで、申し込むか、ある程度業者を頼んでですね、しかるべき処置をするとか、ましてフルーツパークなんていうところはですね、企業がやっているんですよ、企業が。遊トピア公園。これ、いつも申し訳ないんですけども、ここでいろいろ議論させていただきますけれども、そのたびに改善しますという話ですけども、全然これなら改善になっていないですよ。もうちょっとね、きちんと町としてもですね、やはり厳しくしている業者に対しては厳しくしているんですから、やはり1から10まできちんとその体制を取るんなら取るような方法でね、やってもらえんかったら、これ地元の業者にしたらって、地方の業者にしたらって、こんなのバランスの悪い処置の仕方ありますか。そういうのは役場の皆さんで考えたのか知りませんが、これ一般常識で通じませんよ。どうですか。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）横関議員の言われることはごもっともだと私も承知しておりますし、そのような形で今回の部分はいろいろと内部でも協議をいたしました。善良な管理者の下でちゃんと維持管理をなさいと、協定の中には入ってございます。その部分で、町としても悩みました。町としての負担がないと言ったら語弊がありますが、皆さんの税金を、一般財源から支出することないということも考え合わせまして、保険の適用ということで、この工事を行う。ただし、先ほど言いましたとおり、指定管理者にもそれなりの責任はあります。それらを含めて、通常の指定管理者が負担する3万円をいただくということで、この工事を進めたいという部分でございます。横関議員言われますとおり、指定管理者がきちんと管理をしていれば、このようなことにならなかったわけでございますし、その辺につきましては今後もきちんと役場の方で指導を徹底して行って、横関議員に指摘されるようなことのないよう、改善を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（山下敏二）横関君。

○3番（横関一雄）これ、本当に町民の方にこれ、今日も傍聴人の方が来ていますけれども、本当にこれね、知られたくないことですよ、本当に。ですから、普段から言っていますけれども、やはり担当課の方々がですね、きちんとやはり仕事なんですから、やはり定期的に見に行ったり、監視をちゃんとしないとこういう結果になるんですよ。これ、以前からこういう問題が出るたびにこれ、苦い思いをしていますけれども、やはりその辺ですね、任したから良いんじゃないくて、やはり任した以上は自分たちの責任あるんですから、その辺今後ですね、肝に銘じてしっかりとですね、管理体制を行ってください。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）指定管理者の部分で、いろいろと議員の皆さんには多大なご迷惑と申しますか、心配をおかけしておりますことを心からお詫びを申し上げます。それで、今後このようなことがないように、先ほどから言っておりますけれども、管理職きちんと出ておりますので、その辺、指定管理者とともに、指定管理者に指導を行うよう、きちんと対応して参りたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）他に、質疑はありませんか。林君。

○2番（林 正一）2番、林。12ページの東日本大震災義援金200万円、この義援金額をまず200万円で良いのかどうかというのと、それから東日本大震災で亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。この東日本大震災なんですけれども、これこうやって書いてありますけれども、津波もすごかったんですよね、これね。これ本来なら、何回もこの呼び名が変わっていますけれども、津波だとかそれから今、何て言うんですか、原発の放射能漏れ、問題になっておりますからね、あれなんですけれども。ところで、近隣にも原発があります。ところで、20年前、平成3年の第4回定例会で私、一般質問で公共施設等、公共施設、それから住宅等を建てる時にですね、質問しております。ソーラーシステム、太陽エネルギーがこれからはクローズアップされる時であると。そういうソーラーシステムにしたかどうかということを公共施設並びに住宅に対してしております。なぜかと言いますと、今問題になっておりますけれども、その時もそうでしたけれども、原発はやはりその安全性に問題があった。それから石油、それから石炭ですね、それには限界があるし、公害だと。世界的にも問題になっておりました。それでそういう質問をしたんですけれども、こないだの知事選挙がありましたときに、どこの知事だかがこれからはだめだと、とりあえず太陽熱で行こうというような公約を出していた知事もございました。それで、近隣にもそういう原発があるものですから、町長はこれからそういう施設、町の施設とそれから住宅等を建てる時に、そのようなソーラーシステムですか、太陽熱のエネルギーでやるというような考えはあるのかということ、あまり関係はないんですけれども、それちょっと2点だけ聞きたいと思います。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）議員おっしゃるようになりますね、原子力発電は今最小の経費で最大の効果があるということで、全国で54基あるわけでございますが、今回の地震・津波、そういったことでこのような状況がまさに国民に不安を与えるような状況が続いております。それで、私としても只今議員おっしゃったように、将来に向かってはですね、この原子力発電はいずれは全部やめるような格好に世界中がなってくるのではないかというふうに思っておりますが、今現在はどうしても過渡期なものですから、この原発に頼って世界がこう動いているものですから、いずれにしても事故があつては大変なことになるということは、すべての世界中の人が再認識したわけですから、これらについてもですね、将来は太陽光とかですね、風力ですとか、水力ですとか、二酸化炭素が多少出ようともですね、やはり原発より安全な方策を取らざるを得ないんじゃないかというふうに思っております。

なお、公共施設を建てる時に、ソーラー式のものということで、今お話がございましたけれども、将来的にはきっとそういう方向になると思います。ただ、北海道の場合、半年間雪に埋もれているというこういう状況の中です、果たして効果的な1年間、その公共施設なりがそれだけの電気に対応できるかどうかということは、懸念される部分もありますけれども、将来はやはり太陽に頼らざるを得ない、そういう時代が必ず近い将来やってくるんじゃないかというふうに思っております。行政報告の中で一覧表を載せてございますけれども、最高出しているところでは1000万円。それと、島牧など仁木より小さいところが300万円といいますが、南西沖地震のときに8億円の義援金をいただいているとか、その町村、町村によって事情が相当違います。仁木町の場合には、すでに町村会の方では約100万出していますから、あと200万と考えたのはですね、町民が3800人、だいたい500数十円掛けますと200万になると。この金額は赤井川でも300万出してますし、余市500万ですが、仁木町の200万は人口からしたら決して少ないお金じゃないかと。過去132年の歴史の中で仁木町は義援金という、その名前の付いたものは一度もいただいたことがないんです。そういう面からしますと、今回は本当におもいきったといえますか、議会の方にも最初少ない金額でお話しさせていただきましたが、状況をこう勘案していきますと、このぐらいの金額は出させていたいただきたいと。合わせますと、基金も町で出しているお金ですから、合わせますと300万を超える金額ということになります。

○議長（山下敏二）他に、質疑はありませんか。水田君。

○1番（水田 正）1番、水田です。今の震災の関連でございますけれども、200万が妥当かどうかということもあるとは思いますが、町長言われたように妥当でないかなと私もそういう認識をしております。いろいろなこう全国的にですね、いろいろなその支援をされておるわけです。北海道でも各町村によっては、いろいろな人材を支援しているとかね、町の職員が応援に行っているというようなこともなされている町村もあるというふうに聞いております。私は、こういうことはそう、地方の方では1000年に一度というような、本当に日本がどうなるかというような、そういう大きな災害でございます。その中で、かつてない経験のできることのないような状況ではないかなと私は思っておるわけです。それに今言われたように、その原発がまた今後何か月かかって、これが修復に向かうのかという、そういうその非常にその重大な問題をですね、引き起こしておる状況の中でね、仁木町もほんのわずか10km、20km圏内ですね、やはりその泊原発があるわけですね。今、町長言われたように、将来的に向けてはやはり世界的にこの原子力発電所はなくなるだろうと、そういう方向で向かうだろうというのは私は当然だと思っておりますしね、やはりいち早くドイツなんかはもう原子力発電所はもう方向転換して、国としてそういうことはもうやめていこうというような、そういう世界的に見るとそういうところもあるわけですね。ましてその仁木町が泊よりも本当に本当にその隣接でありながらね、やはりそのどうする手も今の段階では打てないというようなね、そういう現状にあると思うんですね。やはり私は、町長今言われたように、将来的にはね、町としてでもね、道もどういう方向で打ち出してくるかわかりませんが、地方の方でもいろいろな原発については見直しの方針が出てきておるよう聞いておりますけれどね、やはり北海道には幸いにしてというかね、泊原発が1か所でございます。北海道そのものが日本の全体から見ますとね、やはり食料基地であると、そういう位置付けも国の中ではやはりこうされてきつつあるわけです。そういう中でね、やはりその各隣接する町村がね、道が中心になると思うんですが、そういう中でやはりその泊原発はですね、やはりこう計画的にですね、廃炉に向けてその運動を起こしていくというような方向で私はね、考えてくれた方が良くないかなという気がしているわけです。そういうことはこう、そうは言ってもですね、やはり5年や10年でできるわけじゃないんです、はっきり言って。長い時間がかかるわけですが、そういう方向でまずその姿勢を

ね、はっきりやはり町なり、その自治体がね、やはりその少なくとも後志の自治体そのものがね、そういう方向でそのできないものかどうかということを私はちょっと町長の考えを聞きたいわけですが、そのことによって、やはり道を動かしてですね、国の政策も変えていくというような方向に私は繋がっていくんでないかなと思っています。そういうことをやはりその地元からね、積極的にそういう声をあげていかないと、なかなかそういう方向には転じていかないんでないかなというような気がしておりますのでね、やはりこれは気の遠い話かもしれないけれども、基本的にはやはりそういう方向で進むということをやはりその考えていったら良いんじゃないかなと、このように思っておりますけれども、今回、道新なんかではいろいろな首長に対してのアンケート調査等を取って、皆さんご承知だとは思いますが、多くの町村が非常にその懸念材料を抱えた中で、今現在おられるということで、将来はやはりそういう方向になるだろうという気はしておりますけれども、まずお膝元からね、そういう声をあげていくことが私は大事でないかなと思います。その点について、町長の考えがあれば、まずお聞かせ願いたいのと、それから、やはり今インフラ整備関係が非常に災害地では大変困っておられるというお話を聞いております。しかも、専門的な行政職の専門的なその人材が非常にその不足している、そういう町村もあるというような話でも報道ではずいぶん流れておるわけですが、本町で何名かでもそういう方向で出していくというかな、派遣していくような考えはないのかどうか。あるいは、広域でね、仁木町だけではということであれば、例えば北後志5か町村が協議の中で、1人なり2人なり出していくと、やはり10人とかね、15人になるわけですね。そういう形でこう送り込んでいくと、いくらかでもその支援をしてやるというのが、私はその自治体の私は責務のひとつでないかなというふうに考えるわけです。もちろん仁木町の職員は、仁木町を守る、仁木町の町民を守るというのがそれ前提でございますけれども、国の存亡にも匹敵するような大きな災害でございますので、そういったことの考えがないかどうか。ちょっと、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山下敏二） 三浦町長。

○町長（三浦敏幸） 只今、福島の大災害、大震災、こういったものに絡めてですね、原子力発電を抱えているこの後志として、また、仁木の町長としてですね、実際どうなんだと、どういう考え方なんだということと、併せまして今被災されている地域への職員の派遣、この2つの質問かと思います。実は、行政報告でも先ほど申し上げましたとおり、昨日、町村会の臨時総会がございまして、この中で当初は私は20km圏、30km圏の岩宇4町村を除いた9か町村で避難の関係ですとか、そういったことを協議すればというような、その段階ではそれしか頭になかったんですが、その会議の中ではやはり範囲を20km、30kmに止めるというのはいかがなものかと。実際に放射線はですね、その円の中で止まっているわけじゃなくて、風向きによってはこっちに行ったり、あっちに行ったりということなんで、9か町村でなくて全町村で、少なくとも後志・小樽市も含めた全町村で取り組むべきだという、その3月29日の意見を受けまして、昨日私が町村会の臨時総会で後志全体の問題として取り組んでいきませんかという提起をさせていただいたわけでありまして。その中におきまして、今までも期成会の中では商工観光部会という組織がありまして、私もその部会長を2年間やっていたときには原子力保安院ですとか、原子力関係、ほくでん関係、北海道庁、国、すべて大丈夫ですかということの、また要請をしてきたわけですが、当時を振り返ってみますと、平成18年・19年頃はですね、まさに安全だという神話がもう浸透しておりまして、どの部署に行ってもですね、鼻で笑うと言えちよっと極端な表現になるかもわかりませんが、自信満々で絶対にそういうことはありませんというお話でございました。私もそういう面では信頼もしておりましたし、そういう気持ちではいたわけですが、今回、福島事故というのはですね、まさに悪夢としか言えないようなですね、酷い状況でありました。それで、私が呼びかけ人となったわけですが、ただこの原発

の関係はですね、非常に奥深いということと、更にはですね、北海道新聞社のアンケート等についてもですね、非常に極端なアンケートなんです。今の原子力発電所、泊は安全か安全でないかということで、どちらともいえないという項目はないんです。仮に安全と書いても何行もですね、どうして安全なのかと。だけど、今安全だと思っているけれども、この部分は不足していますよと。例えば、マグニチュード8.2、それと津波の9.8、これではやはり現状にはあってませんよということは、みんな書いているんです。マル・バツの記載のところだけはそれぞれ個性がありますが、書いている内容はみんなやはり不安要素あるんです。ただ、私はそこでマルをつけたのはですね、新聞各社も報道各社もですね、今回泊はまだ何にも事故も起きていないんです。起きていないんですが、不安を煽っているんです。まさに不安感をどんどん打ち出していつてですね、道民の心をですね、恐怖感与えるようなその構成、マスコミ各社はみんなだいたいそういう形だなと思っています。私としては、これからこれだけ観光客も凹んでいる、それから風評被害もある、下手したら放射能汚染もあるじゃないか、土壤汚染もあるんじゃないかという福島と同様にですね、危険だってマルを書けば一番町長としては町民のウケは良いんですよ。だけど、果たして仁木の町、そして、これまで簡単に言いますと、平成元年に供用を開始してからですね、22年間誰も不安だとか危険だとかというのは一部の人は言いましたけれども、誰も言いませんでした。私も10年間、もう少しで10年間町長やりますけれども、そのことは不安だとかあれだとかということは、町民の皆さんに向かった言ったことは一度もありません。安全ですからと、皆さん安心して農業に励んでいただきたいと、そういうことでありましたし、現実を見たとき北海道の、福島も同じですが、東京に向かって田舎が一生懸命苦労して電気を送っているんですよ。泊も同じなんです。泊で使う電気だけを作っているわけじゃなくて、北海道の40%の電気を、特に札幌に送っていると思うんです。大都市しか使わないんですから大きな容量は。それと、工場を持っている製造業も含めてですね、一般家庭の節電なんていうのは、皆さんまとまれば相当効果はあると思いますけれども、もう電力依存の状況で進んでいるものですから、私としては今すぐ原子力発電を止めれということはですね、これは19か町村同じ思いなんです。今ここで止めれということまでは言及できないと。しかしながら、将来にわたっては少なくとも耐用年数が来る前にですね、廃炉するとか、この後はもう原子力に頼らないとか、それから今新たな再燃料の関係等についてもですね、やはりほくでんさんも見直すということも言っておりますので、とにかく私は風評被害とかの恐ろしさよりも町民の皆さんの命を守るということを最優先に、今回名乗りをあげておりますので、これからも一生懸命この問題についてはですね、不安を皆さんが抱かないように取り組んでいきたいと思っております。

2点目であります、職員の派遣等については、今照会文書は何度も来ておりますが、現状、仁木町のこの、先ほども超過勤務の手当の議論もありましたけれども、そういうことを考えますと、今すぐですね、即何人ということとは出せないと思いますが、私としてはいずれやはりお互いに連携の支えをしようと。消防なんかはもう既にですね、交代交代で行程を決めて行っております。職員も行ったから2か月、半年ということではなくて、1週間交代とかということもありますので、その辺も含めてですね、また、困っているときはお互いに助け合うということが基本でありますから、そういう考え方を持っております。

最後にもう1点だけ言いたいのはですね、原子力発電は北海道がやりたいとか、泊がやりたいとかってことではなくて、いわゆる国策であります。国の政策。それを受けて、経済産業省がじゃあ北海道の立地はどこが良いかとリストアップしてですね、最終的には島牧とか浜益だとか、泊とかこう名乗りを上げて、最終的に共和と言ったのが泊に決定しましたけれども、私たちもちろんそうですが、国の政策のために私たち地域がある面では犠牲になって、危険な状態の中でこうやっておりますから、最終的にって言いますか、昨日も菅総理が安全神話

はやはり誤りであったというようなこと、新聞にも載っておりますけれども、私はこれからも国に対してやはり一義的には国です、もうほくでんさんに言うとか、北海道庁に言ってもですね、やはり国だと思っておりますので、その方向に向かって鋭意、できる限りの力を発揮していきたいと思っておりますのでございます。

○議長（山下敏二）水田君。

○1番（水田 正）今、町長からいろいろ詳しい説明があったので、とにかく全力で取り組んでもらいたいとこのように思うわけです。やはり基本的には、今町長も言われたようにね、長い年月の中では原子力発電所はもう廃炉にしていこうという考え方をね、やはりさっき言ったように地元から声を上げていってね、道を動かし、これはあくまでも今町長言われたように国の政策ですからね、国の方針が変わらない以上はこれなかなかそういう形にはなっていないということだと思います。ひとつよろしくお願ひしたいなと、このように思っております。職員の派遣についてもですね、前向きなご答弁でございますので、何とか少ない職員の中でですね、私はこんなこと言ったら失礼だと思いますけれどもね、非常に良い経験をしてこられる部分も私はあると思っております。今回、報道の中で自衛隊がかなりこの集団で来てやっておりますよね。そうすると、その自衛隊が引き上げるときに、避難している方々は今度はお返しをしたという報道も実はされております。そういうことが非常に私はね、地方自治の職員にとっても非常に私は大事なことでないかなと思っております、はっきり言って。そういう中から本来のね、町民サービスが本当にこうどうなるかという見直しもできる過程にもなると思うんでね、何とか町長その辺よろしくお願ひしたいとこのように思っております。以上です。

○議長（山下敏二）答弁は必要ないですね。

○1番（水田 正）はい。

○議長（山下敏二）他に、質疑はありませんか。葛間君。

○5番（葛間 徹）5番、葛間。原発の関係についてですね、町長、今実際にいろいろ話してくれたので、ある程度はわかったわけですが、実際にこの造る時点ですね、私も長い間議員をやっていて、当時賛成したのは私一人なんです、仁木町議会では。あとは、風評被害やらなんかでダメだということで、なぜ私は良いかといったら、私の生まれ故郷ですから1kmないわけです、私の生まれたところとその。もうひとつは、今の福島は40年ですかね、経っていると、一番古いということでございますし、中の構造もこないだのテレビで見ますと、全然違うということもあります。ただ、私1回出たものは、これやはり消えないと思うんですね。今、私も出ないだろうと思いますが、今町長も前段で言いましたように、これを終わるときにですね、どうなるのかという心配があります。それで、あちこちでいろいろな問題が出ているわけですからね、あれやはりきちんとやると言ってもですね、その時に漏れないかと言ったら漏れるということもありますから、私は前回の議会でも言いましたけれども、やはり安全協定というものをきちんと結んでですね、そしてそうやることによって、ほくでん、それから国もですね、やはり出されないんだというもので考えながらですね、やはり金もらうとかもらわない、それは私はそっちだと思うんです。第2の問題であって、やはりそういうことをやることによって、例えば後志全体的にやるのかどうかは別としても、町長も今日言ったように20km圏内でもう1/3ですか、入っているということで、やはり一番危険性があるわけですね、もう。ですから、そういう面から考えますと、今町長言っていますが、やはり強行にですね、私はやはり国なり、それから道に対してでもですね、物を申してほしいと。それから、私はつい2～3日前に行ったわけでありまして、私の親戚もいます。そういう関係でテレビを見てですね、お宅の町長はたいしたもんだなと、こういう話もしました。これ誉めるとか誉めないとかではなくて、やはり後志全体の首長がああいう危機感を持って、きちんとして対応するということが必要じゃないかというこ

とも言っているわけですから、これから町長言いましたから、私もこれがですね、ぜひ声高々にですね、そしてやはりそういう国に申してですね、やはりきちんとしたものを作って、そして対応していかなければ将来に禍根を残すということもあるんで、そうことで取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下敏二） 三浦町長。

○町長（三浦敏幸） 只今、葛間議員がおっしゃられたような気持ちを持ってですね、私も対応していきたいと思っております。おっしゃるとおり、福島の方は沸騰水型炉といいまして、どんどん温めて熱を与えてやる方法がありますけれども、一方、泊の方はですね、加圧水型ということで、圧力で320℃の熱を作るんだと、熱水を作って、そしてそのことによって電気を起こすという方法で、まったく違う方法なんですけど、ただ、私も今回いろいろなことをこう取り組んできた段階の知識でありまして、全然わかりませんでした。原子力発電というのは、まったく同じ方式で、全国54基同じだと思っておりまして、ただ、そういうことでは泊の方は福島から見ますと、相当遅くに、また、新しい型での原子力ということですが、ただ、その言葉を聞いただけでやはり恐怖感といいますか、当然ありますから、私も議員おっしゃったような強い気持ちを持って、これから対応してまいりたいと、町民の安心安全を守りたいというふうに思っております。

○議長（山下敏二） 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二） 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二） 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二） 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第2号

平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山下敏二） 日程第12、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸） それでは、議案の第2号でございます。平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ407万5000円を減額し、予算の総額を2億70万6000円とするものでございます。2項では、補正後の金額は、歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成23年4月27日提出、仁木町長 三浦敏幸。

詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第2号『平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金に407万5000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を歳入合計額に補正額の合計400万6000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を2億70万6000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費に407万5000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を2億70万6000円とするものでございます。

3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款. 総務費から5款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源407万5000円の減でございます。

次に5ページ、歳入でございます。4款. 繰入金、1項. 2目. 一般会計繰入金につきましては、これは保健師の新規採用を予定しておりましたが、応募者がいなかったため人件費分407万5000円を減額補正するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費407万5000円の減額補正につきましては、保健師の応募がなかったため、人件費を減額するものでございます。

次のページ、9ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第3号

平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山下敏二）日程第13、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第3号でございます。平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ638万9000円を追加いたしまして、予算の総額を6億7964万9000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成23年4月27日提出、仁木町長 三浦敏幸。

詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第3号『平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金に638万9000円を追加いたしまして、補正後の歳入合計額を6億7964万9000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款. 総務費と2款. 施設費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計638万9000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を6億7964万9000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款. 使用料及び手数料から6款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款. 総務費から4款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源638万9000円の増でございます。

次に5ページ、歳入でございます。3款. 繰入金、1項. 1目. 一般会計繰入金につきましては、4月1日付けの人事異動によりまして、4名から5名体制に伴いまして、人件費分638万9000円を増額補正するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費526万8000円の増額補正につきましては、これは人事異動に伴う増額でございます。

次のページに移りまして、2目. 維持管理費4000円の増額補正につきましては、人事異動によりまして、職員1名増に伴いまして便検査手数料を増額するものでございます。

次に、10ページでございます。2款. 1項. 施設費、1目. 施設管理費111万7000円の増額補正につきましては、これは人事異動に伴います1名の増、この増額でございます。

13ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第4号

平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（山下敏二）日程第14、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第4号でございます。平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございまして、予算の総額から歳入歳出それぞれ12万7000円を減額し、予算の総額を5869万7000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成23年4月27日提出、仁木町長 三浦敏幸。

詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第4号『平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、3款 繰入金、1項 一般会計繰入金に12万7000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を5869万7000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款 総務費、1項 総務管理費に12万7000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を5869万7000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料から5款 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款 総務費から4款 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源12万7000円の減でございます。

次に5ページ、歳入でございます。3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 事務費繰入金につきましては、4月1日付けの人事異動に伴います人件費分12万7000円を減額補正するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費12万7000円の減額補

正につきましては、これは人事異動に伴います減額でございます。

9ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第5号

仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第15、議案第5号『仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）議案の第5号でございます。仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。仁木町行政財産の使用料徴収条例（昭和57年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成23年4月27日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、角谷総務課長の方から詳細について説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）議案第5号『仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明申し上げます。

平成23年3月31日に閉校いたしました大江小学校の屋内運動場につきまして、仁木町財務規則第229条により、行政財産から普通財産へと種別替えとなったことに伴いまして、仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正するものであります。新旧対照表をご覧願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正条例案であります。アンダーラインを付してあるところが、今回改正する箇所であります。これは、別表第2でありまして、旧の方であります。最下段の大江小学校の屋内運動場の項すべてを削るものでございます。附則は、施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものであります。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。水田君。

○1番（水田 正）1番、水田です。今度は行政財産から普通財産に戻ったわけですが、これ貸し付けは一切もうしないということだと思うんですが、その後、どういう方法を考えているのかね、処分とか処理とかね、その辺はどうなのか。ちょっとその辺の説明をしてもらいたいと思います。

○議長（山下敏二）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）実は大江小学校が閉校となるというお話がこう決まってから、大江町内会の方の連合会組織、町内会の連合会組織がございまして、大江第1町内会、更進町内会、第2町内会、中央町内会、第3町内会、5つの町内会の連合会で、町の方に大江地区コミュニティセンター建設の要請書というものが町の方に出されてきております。掻い摘んでお話しすると2点ありまして、1点が大江小学校跡地に現在の生活改善センターに代わる各種活動を一元化できるコミュニティセンターを早期に建設していただきたいという部分が1点目でございます。2点目が、現大江小学校の施設は地域活動を継続するために取り壊しまでの間は無償で使用させていただきたいと、この2点について連合町内会を通じまして町の方に、これは昨年12月28日に提出されたものでございます。町の方といたしましては、この要請書を踏まえて、やはり地域の声を最大限考慮するように検討していく考えがございしますが、ただ現在ある小学校校舎、体育館、それを何年も町の方でですね、維持していくという部分は非常に困難極まる部分でもございます。かといって、この要請書に反してですね、どこかにこう貸すだとかということもできないだろうということで、かなりこう苦慮している部分でございます。この大江小学校の体育館・校舎とは別に、教員の住宅が2棟ございまして、1棟の教頭住宅については、これはJA新おたるの方から大江地域に入っている中国の実習生のために貸していただけないかという話が、この大江小学校が廃校となる頃から町の方に要請がありまして、町長・副町長ともですね、ご相談して、地域のために使っただけなのであればということで、平成23年度、今年度からJAと契約を結びまして11月までの間貸与するという事で、もう1戸の校長住宅については、教頭住宅よりも古いということで、職員の住宅がですね、ないときにはこの住宅をまた直してという部分でも考えてはいたんですが、今のところ職員の住宅でそれを使っていくという予定はございませんけれども、それも早急に結論といいますか、方向性を出していかなければならないのかなというふうに担当では考えてございます。この問題はすごく大きな問題で、担当としてもですね、どういう方向がというか、過疎計画ではコミュニティセンターの計画は載ってございますけれども、まだまだ内部で協議し、町長、また議員の皆さまにも相談する場面があるかと思いますが、少々時間をいただいた中でですね、今後の計画を練っていきなというふうに思っているところでございます。

○議長（山下敏二）水田君。

○1番（水田 正）それでは、当分の間ね、無償で提供するという結論なんですか。その辺、ちょっと確認したいんですが。

○議長（山下敏二）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）連合町内会は、あくまでも使うときには無償で使わせていただきたいということで、教頭住宅については先ほど言いましたようにJAの方に、これは有償で貸し付けしまして、冬期間も全部管理をしていただくということで契約を結んでおりますけれども、連合町内会の方は、例えば地域の運動会とかですね、その時には無償で貸していただきたいと、年間ということではなくて、その使う時にですね、貸していただきたいと。それ以外については、町の方で壊すまでの間は管理していただくというか、管理をお願いしたいというよ

うなことでのお話でございます。以上です。

○議長（山下敏二）他に、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時52分

再 開 午後 3時53分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

三浦町長から、発言の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。平成23年第2回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言御礼を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の格別のご審議の下、すべて提案どおりご承認・ご可決を賜り、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

行政報告でも申し上げましたが、去る3月11日発生の東日本大震災から1月半を迎えましたが、連日の災害報道は途切れることがありません。我が国の社会経済全体を揺るがすような未曾有の危機であり、今もなお多くの方々の安否が確認されていない状況が続くなど、想像を絶するような事態が未だに続いております。未曾有の危機の中にあつて、私たち一人ひとりはこの状況を自らのことと受け止め、1日も早い復旧・復興のため、義援金あるいは物資の提供など、できる限りの支援をさせていただき所存であります。被災された皆さまは、苦悩の毎日かと存じますが、どうか未来への明るい希望を持ってお過ごしいただきたいと心から願っております。

銀山地区に建設いたします町営住宅の件でございますが、5月24日火曜日に入札を行う予定となっております。議会の議決に付すべき契約予定価格5000万円以上となりますことから、できましたなら1週間後の5月31日に第3回臨時議会を招集したいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

ようやく北海道も桜の季節を迎えようとしております。山下議長、吉川副議長、議員の皆さま、並びに中西代表監査委員、高木教育委員長におかれましては、どうかご自愛いただき、益々のご活躍をご祈念申し上げまして、平成23年第2回仁木町議会臨時会の閉会にあたってのご挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（山下敏二）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成23年第2回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変御苦労さまでした。

閉 会 午後 3時56分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年第2回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 平成23年4月27日（1日間）
（開会 ～ 午前10時30分 ／ 閉会 ～ 午後3時56分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認第1号	専決処分事項の承認について 平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）	H23. 4. 27	承認可決
承認第2号	専決処分事項の承認について 平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）	H23. 4. 27	承認可決
承認第3号	専決処分事項の承認について 平成22年度余市郡簡易水道事業特別会計補正予算（専決第2号）	H23. 4. 27	承認可決
承認第4号	専決処分事項の承認について 平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）	H23. 4. 27	承認可決
承認第5号	専決処分事項の承認について 平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）	H23. 4. 27	承認可決
議案第1号	平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）	H23. 4. 27	原案可決
議案第2号	平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	H23. 4. 27	原案可決
議案第3号	平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	H23. 4. 27	原案可決
議案第4号	平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	H23. 4. 27	原案可決
議案第5号	仁木町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	H23. 4. 27	原案可決